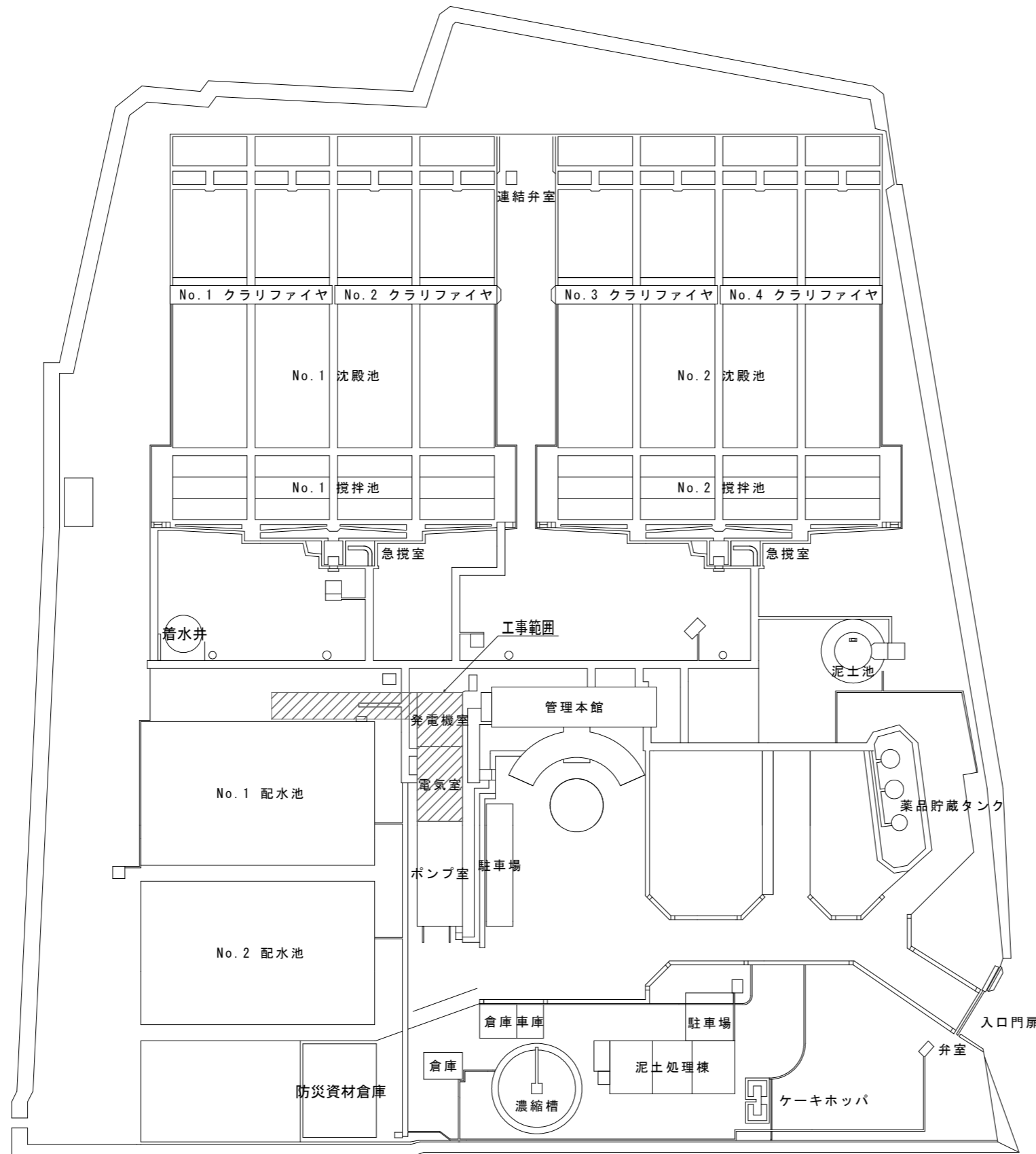


R 6 企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事（一部債務負担）

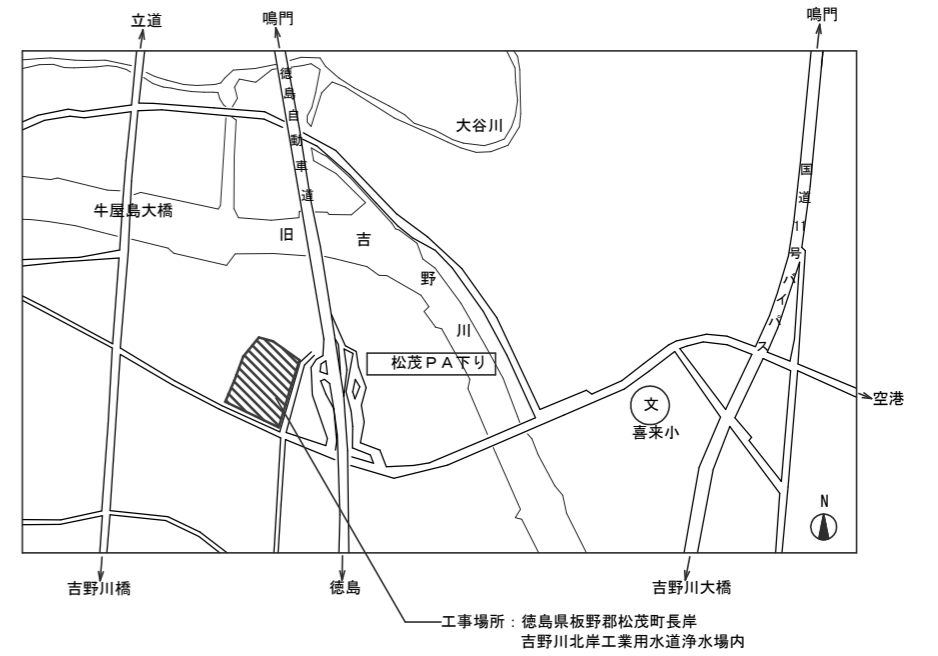
全32枚（表紙共）

図 面 目 録								
電気設備工事								
図面番号	分類番号	図面名称	図面番号	分類番号	図面名称	図面番号	分類番号	図面名称
E-01		配置図 付近見取図	E-26		配線系統図【既設】			
E-02		非常用発電設備 特記仕様書	E-27		配線系統図【改修後】			
E-03		非常用発電設備 配管系統図【既設】	E-28		配線系統図【仮設】			
E-04		非常用発電設備 配管系統図【改修後】	共-01		共通仕様書（1）			
E-05		非常用発電設備 既設機器撤去図	共-02		共通仕様書（2）			
E-06		非常用発電設備 配置図	共-03		共通仕様書（3）			
E-07		非常用発電設備 燃料配管図【既設】						
E-08		非常用発電設備 燃料配管図【改修後】						
E-09		非常用発電設備 地下オイルタンク姿図						
E-10		非常用発電設備 地下オイルタンク改修図【既設】						
E-11		非常用発電設備 地下オイルタンク改修図【改修後】						
E-12		仮設配置図						
E-13		単線結線図【既設】						
E-14		単線結線図【改修後】						
E-15		単線結線図【仮設】						
E-16		高圧キュービクル外形図						
E-17		コントロールセンター単線結線図・外形図【既設】						
E-18		コントロールセンター単線結線図・外形図【改修後】						
E-19		発電機補機盤外形図						
E-20		システム構成図						
E-21		予備発電機室 配線図【既設】						
E-22		予備発電機室 配線図【改修後】						
E-23		浄水場盤電気室 配線図【既設】						
E-24		浄水場盤電気室 配線図【改修後】						
E-25		仮設配線図						

図面に記載の縮尺はA2出力時の縮尺を示す



配置図



付近見取り図

工事場所：徳島県板野郡松茂町長岸
吉野川北岸工業用水道浄水場内

徳島県企業局 総合管理推進センター	<ul style="list-style-type: none"> ●工事名 R6企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事（一部債務負担） ●図面名 配置図 付近見取図 	<ul style="list-style-type: none"> ●図面番号 E-01 ●縮尺 N.S 	株式会社橋 建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森島康明
-------------------	--	---	--

500kVA 非常用発電設備特記仕様書

1. 一般事項

- (1) 適用規格及び仕様書
 a) 日本産業規格 (JIS)
 b) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
 c) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
 d) 電気設備に関する技術基準
 e) 電気事業法
 f) 建築基準法
 g) 消防法
 h) 国土交通省大臣官房官庁営繕部公共建築工事標準仕様書 (最新版)
 i) (社) 日本内燃力発電設備協会「自家発電設備に関する認定技術基準」
 j) 建築設備耐震設計、施工指針 (2014年版)

- (2) 設計条件
 a) 用途 非常用電源 (長時間形)
 b) 設置場所 1階 屋内
 c) 周囲温度 5℃~40℃
 d) 湿度 85%以下
 e) 形式 防音パッケージ内蔵ディーゼル発電装置
 f) 台数 1台
 g) 標高 300m以下

- (3) 主要特性
 a) 始動時間 40秒以内
 b) 始動回数 完全に充電された始動装置により3回以上
 c) 負荷投入許容量 50% (抵抗負荷)

- (4) 運転制御方式
 a) 起動 自動及び手動
 b) 停止 手動
 c) 遮断器 自動及び手動 投入
 d) 運転条件 自動運転中は商用電源の停電によりエンジンの始動及び遮断器の投入を行い、復電する。
 なお、発電機の停止は手動とする。
 手動操作は、発電機制御盤又は遠方にて行う。

- (5) 耐震施工
 a) 設計水平震度 1.0G

- (6) 騒音・振動
 a) 発電装置 機側1mで約85dB (A) 以下 (4方向平均値)
 b) 排気消音器 出口1mで85dB (A) 以下
 c) 防振装置 ゴム防振

2. 主要機器

- (1) ディーゼル機関
 a) 数量 1台
 b) 形式 立形水冷4サイクルディーゼル機関
 c) 出力 565kW以上
 d) 回転数 1800min⁻¹
 e) 始動方式 セルモーターによる電気式
 f) 冷却方式 ラジエータ冷却方式
 g) 潤滑方式 強制潤滑方式
 h) 燃料 軽油
 i) 燃料消費量 約114.8L/hr (裕度+5%)
 j) 速度安定時間 8秒以内
 k) 安定回転速度変化率 +5%以内
 l) 過回転耐力 110% 1分間 (無負荷運転)
 m) 過負荷出力 110% 30分間

- (2) 発電機
 a) 数量 1台
 b) 形式 横軸回転磁同期発電機
 c) 容量 500kVA以上
 d) 電圧 6600V
 e) 周波数 60Hz
 f) 相数 3相3線
 g) 極数 4P
 h) 力率 0.8 (遅れ)
 i) 回転数 1800min⁻¹
 j) 励磁方式 ブラシレス
 k) 絶縁種別 F種
 l) 定格 連続
 m) 総合電圧変動率 定格±2.5%以内
 n) 最大電圧降下率 瞬時-30%以内
 o) 過電流耐力 150% (30秒間)
 110% (30分間)
 120% (2分間)
 p) 過回転耐力 120% (2分間)
 q) 逆相分電流 15%

3. 配電盤
 (1) 発電機制御盤
 a) 数量 1面
 b) 形式 屋内鋼板製自立閉鎖形
 c) 保護継電器 静止形
 (2) 始動用直流電源装置 (防音パッケージ内に組込)
 a) 数量 1式
 b) 形式 鋼板製パッケージ搭載形
 c) 蓄電池 制御弁式据置鉛蓄電池 (長寿命)
 (DC24V 長寿命MSE200Ah)
 d) 公称電圧 2V (1セル当り)
 e) セル数 12
 f) 付属品 温度センサー

4. 消音器及び附属機器
 (1) 防音パッケージ
 a) 数量 1基
 b) 形式 吸音遮蔽式
 c) 構造 鋼板製溶接構造
 d) 性能 機側1mで約85dB (A) 以下 (4方向平均値)
 (2) 排気消音器
 a) 数量 1基
 b) 形式 膨張吸収式
 c) 構造 鋼板製溶接構造 搭載式
 d) 性能 出口1mにて85dB (A) 以下

- (3) 燃料小出槽
 a) 数量 1基
 b) 形式 屋内角形
 c) 容量 950L (軽油)
 d) 構造 鋼板製溶接構造 (SUS製)
 e) 付属品 架台 (SUS製)、タラップ (SUS製)
 フロートスイッチ・ウイングポンプ・液面スイッチ

- (4) 地下燃料タンク
 a) 数量 1基
 b) 形式 円筒筒形ビット式 (SF二重殻)
 c) 容量 5000L (軽油)
 d) 構造 鋼板製溶接構造
 e) 付属品 油面計発信器・漏油検知管・地下燃料タンク標準付属品
 油中ポンプ×2・空転防止用フロートスイッチ

- (5) 排風ダクト設備
 a) 排風ダクト (直管) 1台
 b) 排風ダクト (曲管) 1台
 c) キャンバスダクト 1台
 d) 防火ダンパー 1台
 e) 屋外フード 1台

- (6) 燃料移送ポンプ
 a) 数量 2台
 b) 形式 油中ポンプ (タービンポンプ)
 c) 電動機 1.5kW

- (7) 発電機補機盤
 a) 数量 1面
 b) 形式 屋内自立形 (SS製)
 c) 制御機器 油中ポンプ 2台
 給気ファン 2台
 換気扇 1台
 d) 表示計 地下タンク油量

- (8) 給気ファン
 a) 数量 2台
 b) 形式 軸流ファン
 c) 電動機 2.2kW

- (9) 換気扇
 a) 数量 1台
 b) 形式 有圧換気扇
 c) 電動機 0.4kW

5. 保護装置

故 障	機 関 停 止	遮断器 開 放	警 報 装 置			中央監視
			ベル	ブザー	表示灯	
始動渋滞	—	—	○	—	赤色	○
潤滑油油圧低下	○	○	○	—	赤色	
冷却水温度上昇	○	○	○	—	赤色	
過速度	○	○	○	—	赤色	
過電圧	○	○	○	—	赤色	
過電流	—	○	○	—	赤色	
不足電圧	○	○	○	—	赤色	
非常停止	○	○	○	—	赤色	
燃料小出槽最低油量	○	○	○	—	赤色	
補機故障	—	—	—	○	橙色	
地絡過電圧	—	—	—	○	橙色	○
燃料小出槽油面低下・上昇	—	—	—	○	橙色	
地下燃料タンク油面低下・漏油	—	—	—	○	橙色	
油中ポンプ故障	—	—	—	○	橙色	
蓄電池温度上昇	—	—	—	○	橙色	
2号主変圧器方向地絡	—	—	—	○	橙色	

6. 発電設備工事範囲

- (1) ディーゼル発電装置の製作・据付工事
 (2) 防音パッケージの製作・据付工事
 (3) 排気消音器及び排気管の製作・組付工事
 (4) 同上断熱工事 (ロックウール75mm、カラー鉄板仕上げ)
 (5) 燃料小出槽の製作・据付工事
 (6) 排風ダクト及び排風フード・FD・キャンバスダクトの製作・据付工事
 (7) 給気ファン・キャンバスダクトの製作・据付工事
 (8) 換気扇の製作・据付工事
 (9) 地下燃料タンクの製作・据付工事
 (10) 燃料移送ポンプ (油中ポンプ) の製作・据付工事
 (11) 地下燃料タンク液面計の製作・据付工事
 (12) 発電機制御盤の製作・据付工事
 (13) 2号主変圧・発電機盤の機能増設
 (14) 発電機補機盤の製作・据付工事
 (15) 始動用直流電源装置 (パッケージ搭載) の製作・組付工事
 (16) 発電装置及び補機類の搬入工事
 (17) 燃料小出槽及び地下燃料タンクの通気管工事 *一部既設流用
 (18) 燃料配管工事 (機関~燃料小出槽~地下燃料タンク) *一部既設流用
 (19) 配線工事 (発電機及び補機類~盤類~計器類)
 (20) 単体試運転調整及び総合運動試験
 (21) 燃料油 (軽油) 5, 500L 給油 (仮設分含む)
 (22) 既設機器撤去 1式
 (23) 地下タンク室頂版の撤去・復旧
 (24) 地下タンク室乾燥砂の撤去・復旧
 (25) 既設オイルギアポンプ防油堤基礎・カバーの撤去
 (26) 既設油水分離槽の撤去
 (27) 既設排水樹の撤去
 (28) 水抵抗試験装置の撤去
 (29) アスファルト解体及び復旧
 (30) 仮設発電機・仮設燃料槽の設置・撤去工事

7. 申請範囲

- a) 危険物一般取扱所変更許可申請
 b) 危険物一般取扱所完成検査申請
 c) 危険物地下タンク貯蔵所変更許可申請
 d) 危険物地下タンク貯蔵所完成検査申請
 e) 工事計画届出書
 f) 発電設備設置届出書 (仮設発電機)
 g) 少量危険物等貯蔵取扱い届出書及び廃止届 (仮設燃料槽)
 h) 保安規定届 (仮設発電機)
 i) 工事計画届出書 (仮設発電機)

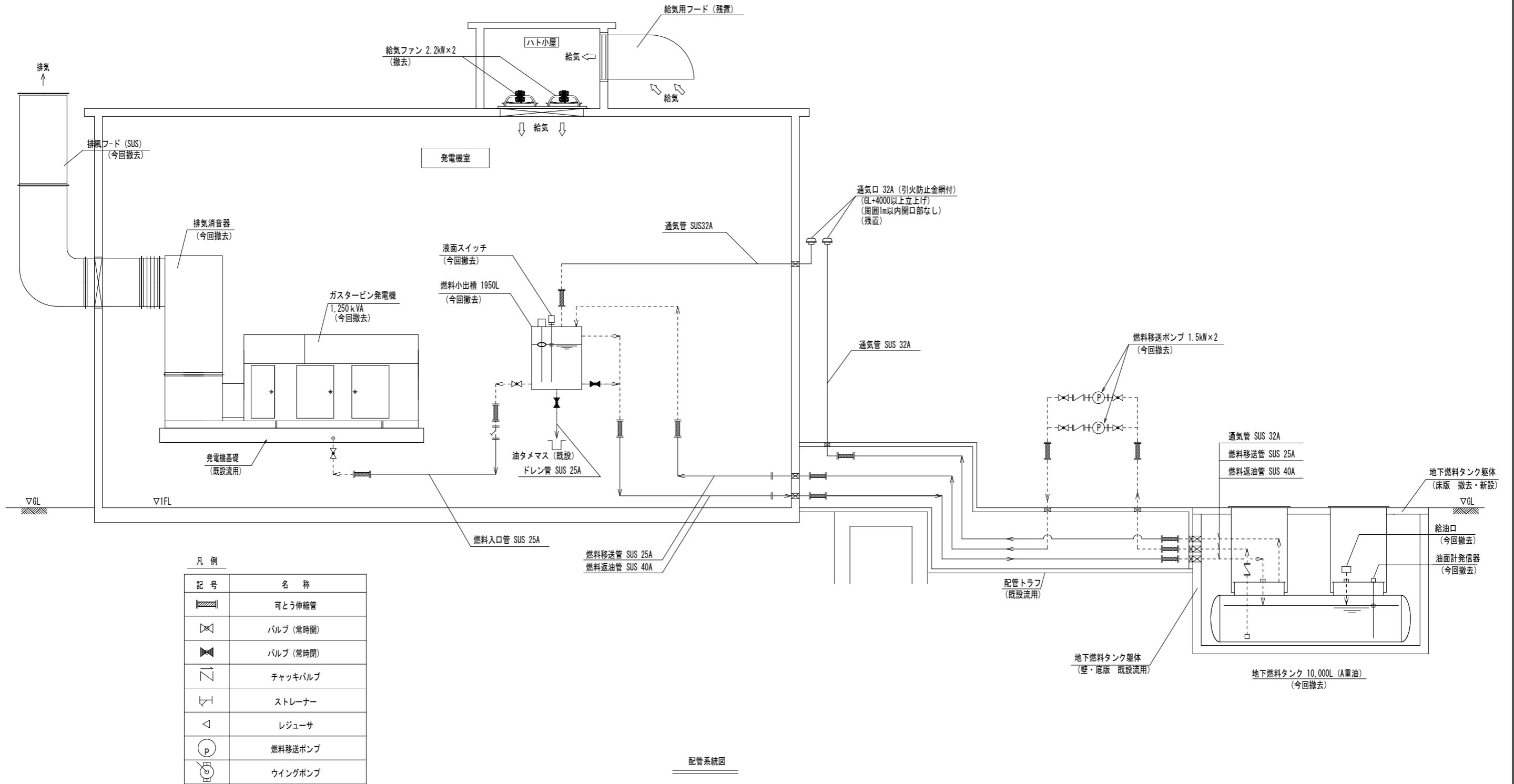
8. 予備品・付属品

- (1) ディーゼル関係
 a) メーカー標準予備品 1式
 b) メーカー標準工具 1式
 (2) 盤関係
 a) メーカー標準予備品 1式
 (3) 蓄電池関係
 a) メーカー標準予備品 1式

徳島県企業局 総合管理推進センター	●工事名 R6企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事 (一部債務負担)	●図面番号 E-02	株式会社 橋 建築 事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森嶋康明
	●図面名 非常用発電設備 特記仕様書	●縮尺 N.S	

注記

1. 特記なき機器及び部材は今回撤去とします。
2. ----- : 今回撤去配管を示します。その他配管は残置とします。
3. バルブ、逆止弁、可とう伸縮管はすべて撤去とします。



凡例

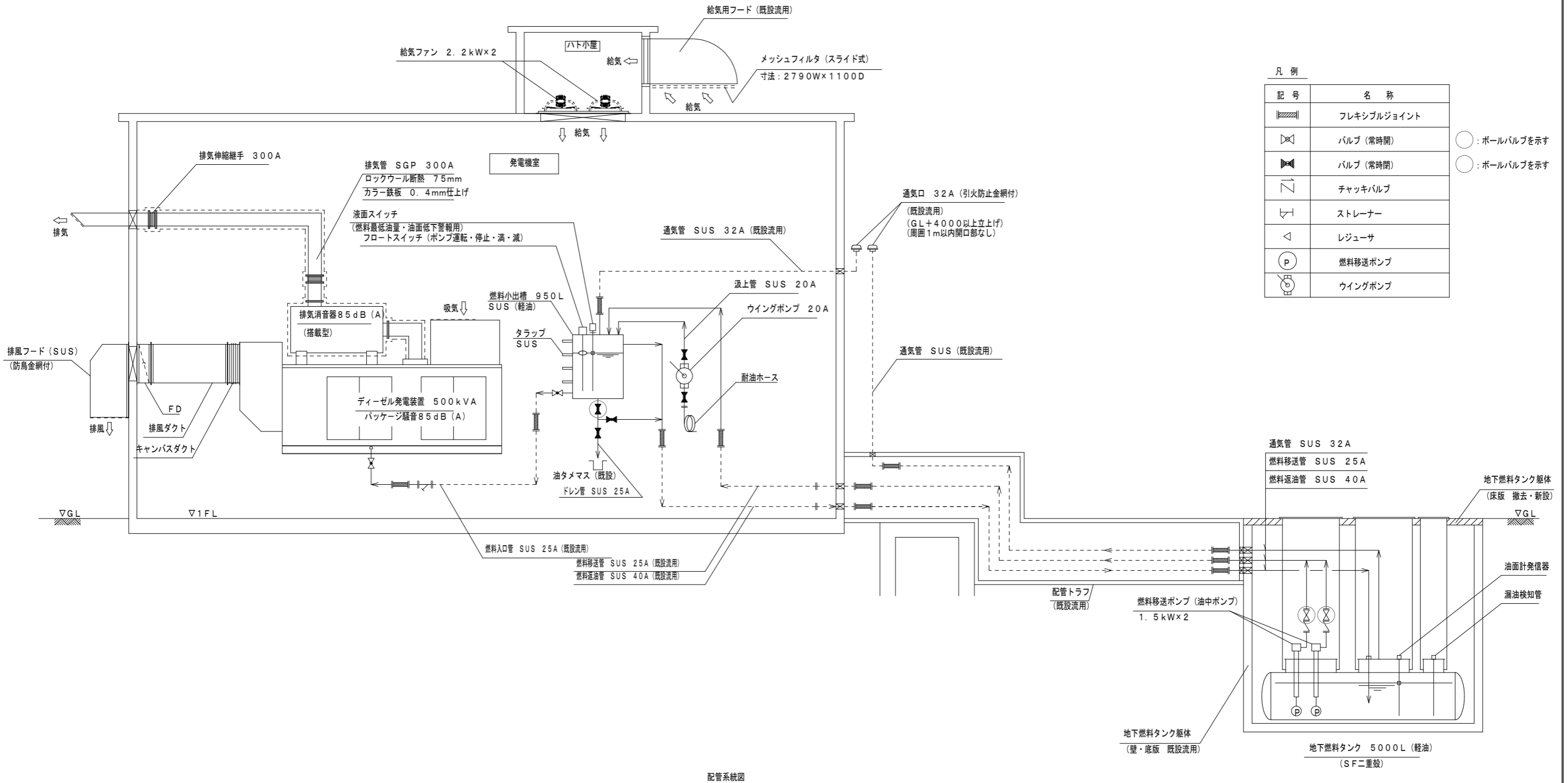
記号	名称
	可とう伸縮管
	バルブ (常時開)
	バルブ (常時閉)
	チャッキバルブ
	ストレーナー
	レジャーサ
	燃料移送ポンプ
	ウイングポンプ

配管系統図

徳島県企業局 総合管理推進センター	●工事名 R6 企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事 (一部債務負担)	●図面番号 E-03	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森嶋康明
	●図面名 非常用発電設備 配管系統図【既設】	●縮尺 N.S	

注記

1. 特記なき機器及び部材は今回新設を示します。
2. 燃料配管 (SUS) は既設流用とします。
ただし、機器接続部は更新 (SUS) とします。
3. 可とう伸縮管及びバルブ類 (SUS) は今回更新とします。
4. ----- : 燃料配管は既設流用を示します。



凡例

記号	名称
	フレキシブルジョイント
	バルブ (常時開)
	バルブ (常時閉)
	チャックバルブ
	ストレーナー
	レジャーサ
	燃料移送ポンプ
	ウイングポンプ

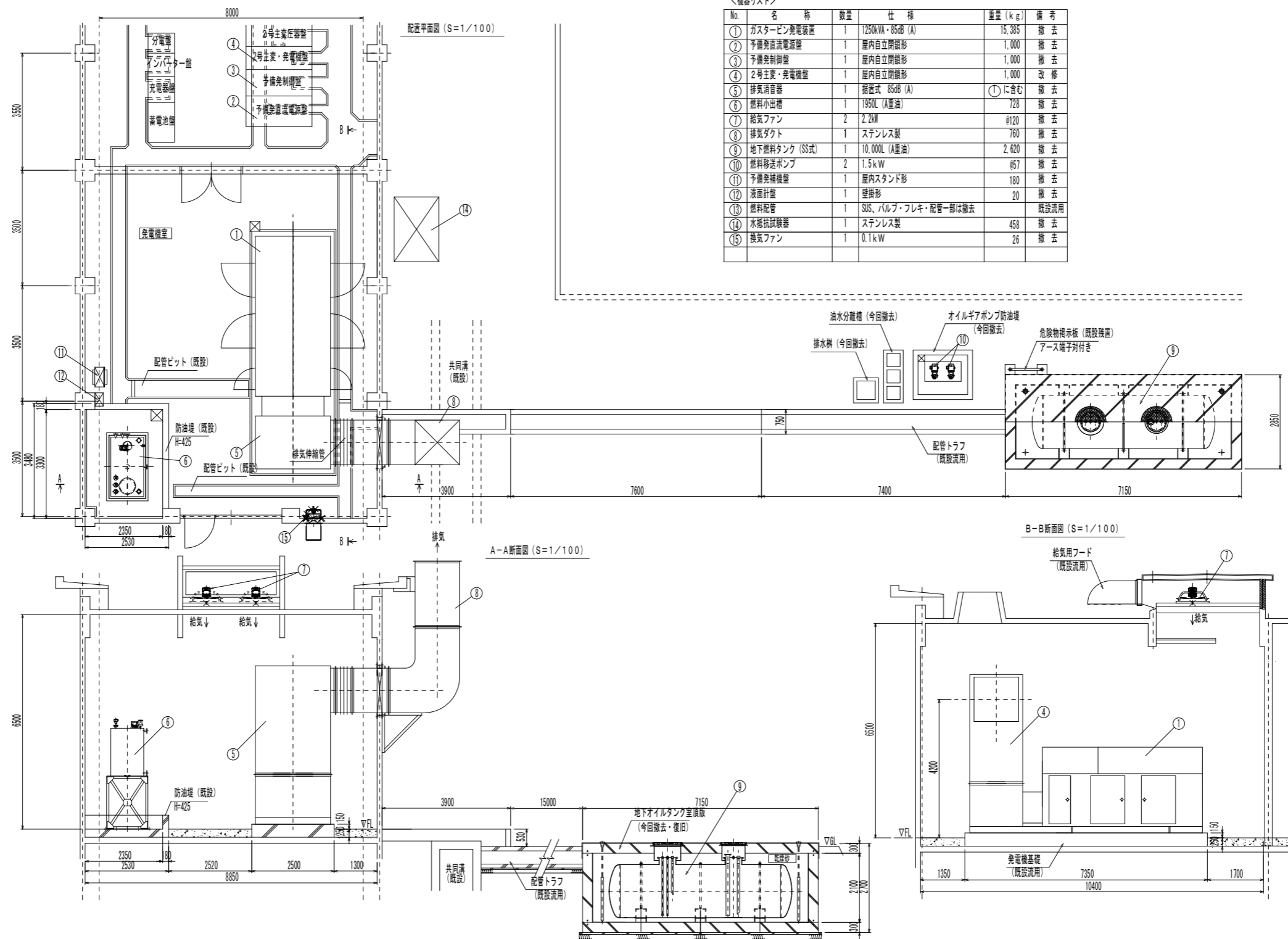
○ : ボールバルブを示す
○ : ボールバルブを示す

配管系統図

徳島県企業局 総合管理推進センター	●工事名 R6企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事 (一部債務負担)	●図面番号 E-04	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市権島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森嶋康明
	●図面名 非常用発電設備 配管系統図【改修後】	●縮尺 N.S	

注記

1. 撤去箇所の補修を行うこと。

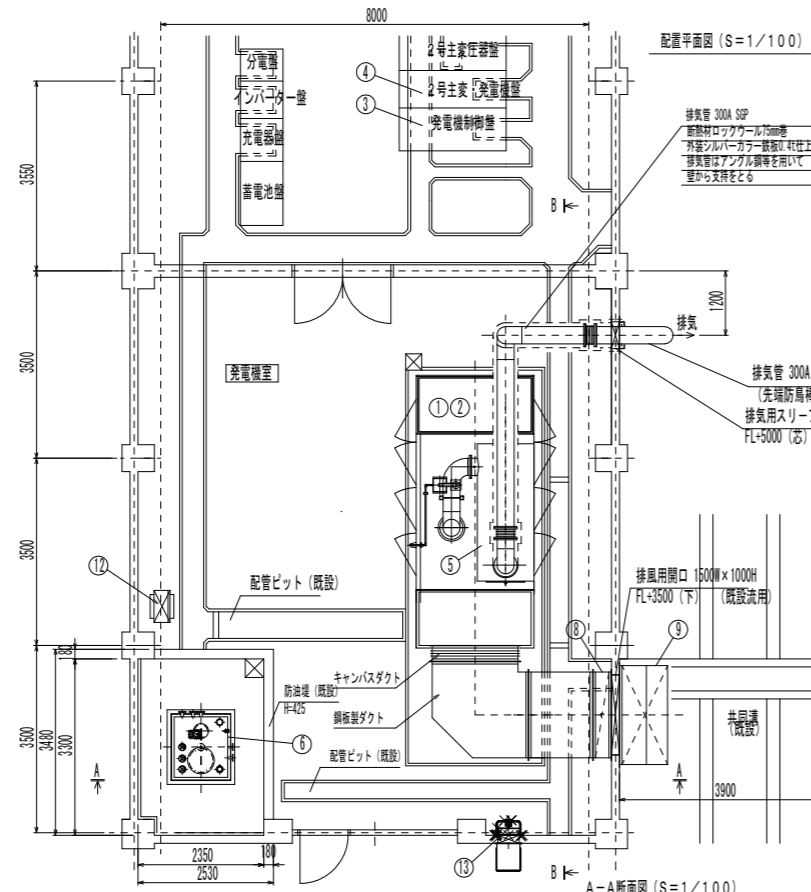


<機材リスト>

No.	名称	数量	仕様	重量 (kg)	備考
①	ガスタービン発電装置	1	1250kVA・85dB (A)	15,385	撤去
②	予備発電直流電源盤	1	屋内自立閉鎖形	1,000	撤去
③	予備発制御盤	1	屋内自立閉鎖形	1,000	撤去
④	2号主室・発電機盤	1	屋内自立閉鎖形	1,000	改修
⑤	排気消音器	1	据置式 85dB (A)	①に含む	撤去
⑥	燃料小出槽	1	1950L (A重油)	728	撤去
⑦	給気ファン	2	2.2kW	φ120	撤去
⑧	排気ダクト	1	ステンレス製	760	撤去
⑨	地下燃料タンク (SS式)	1	10,000L (A重油)	2,620	撤去
⑩	燃料移送ポンプ	2	1.5kW	φ57	撤去
⑪	予備発補機盤	1	屋内スタンド形	180	撤去
⑫	液面計盤	1	壁掛形	20	撤去
⑬	燃料配管	1	SUS、ハルブ・フレキ・配管一部は撤去		既設流用
⑭	水位検出器	1	ステンレス製	458	撤去
⑮	換気ファン	1	0.1kW	26	撤去

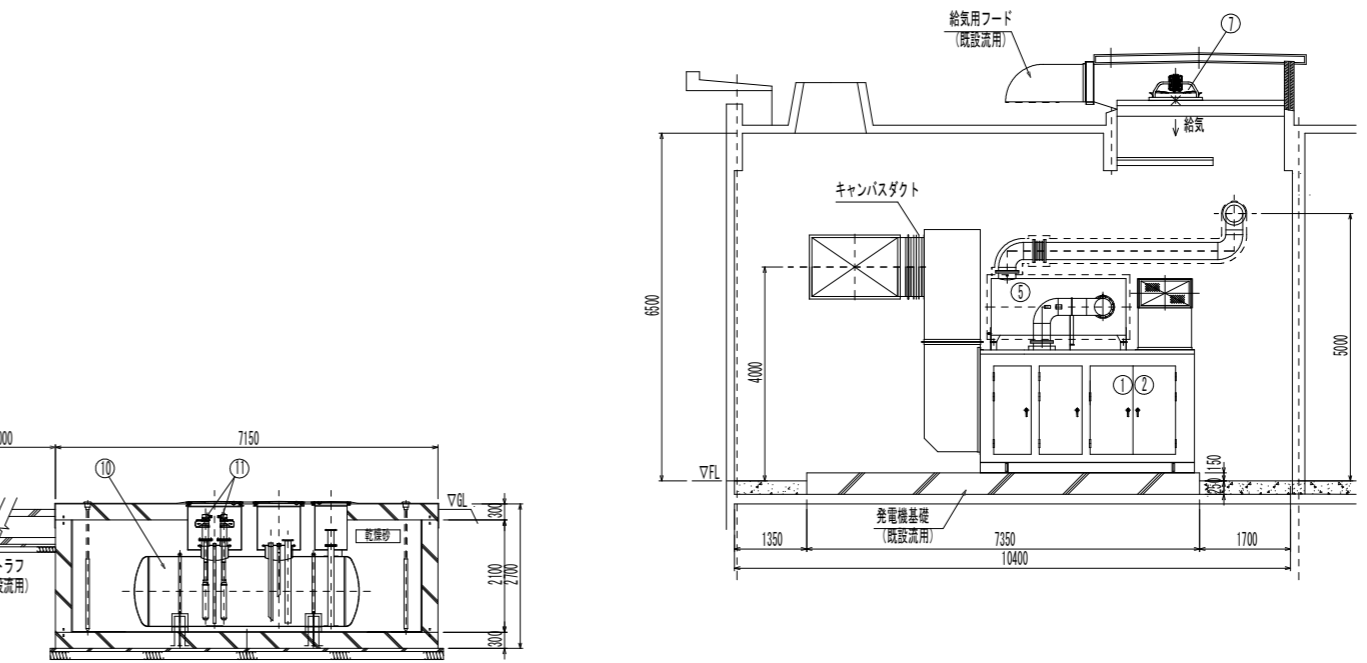
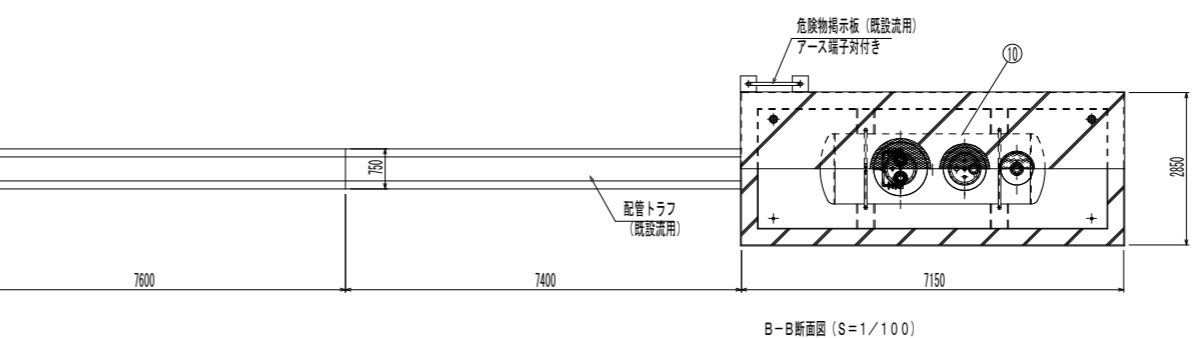
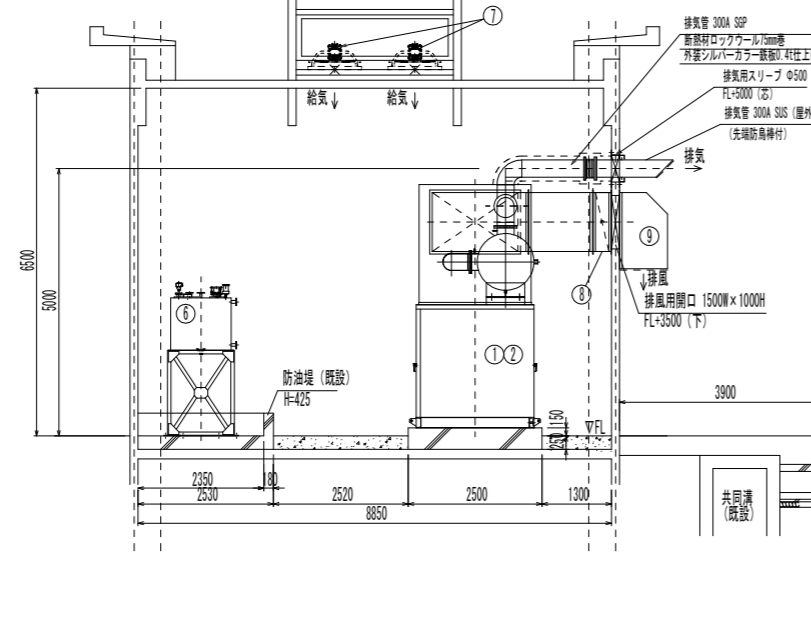
注記

1. 排気管貫通部は既設貫通部を再度コア抜きを行う。
2. 発電装置はオイル交換の支障がないよう、ドレン受がおけるように計画する。
3. 燃料小出槽の形状は、公共建築設備工事標準図 第4編 発電設備工事 TOSG-950 に準拠。



機器リスト

No.	名称	数量	仕様
①	ディーゼル発電装置	1	500kVA・85dB (A)
②	始動用直流電源 (発電装置標準型)	1	MSE200 (長寿命)
③	発電機制御盤	1	屋内自立閉鎖形
④	2号主変・発電機盤	1	機能増設
⑤	排気消音器	1	搭載式 85dB (A)
⑥	燃料小出槽	1	本体・架台: SUS、950L (軽油)
⑦	給気ファン	2	2.2kW
⑧	排風用防火ダンパ (FD)	1	温度ヒューズ120°C
⑨	排風フード	1	ステンレス製
⑩	地下燃料タンク (SF2重油)	1	5000L (軽油)
⑪	燃料移送ポンプ (送中ポンプ)	2	1.5kW (地下燃料タンク搭載)
⑫	発電機補機盤	1	屋内自立閉鎖形
⑬	換気ファン	1	0.4kW

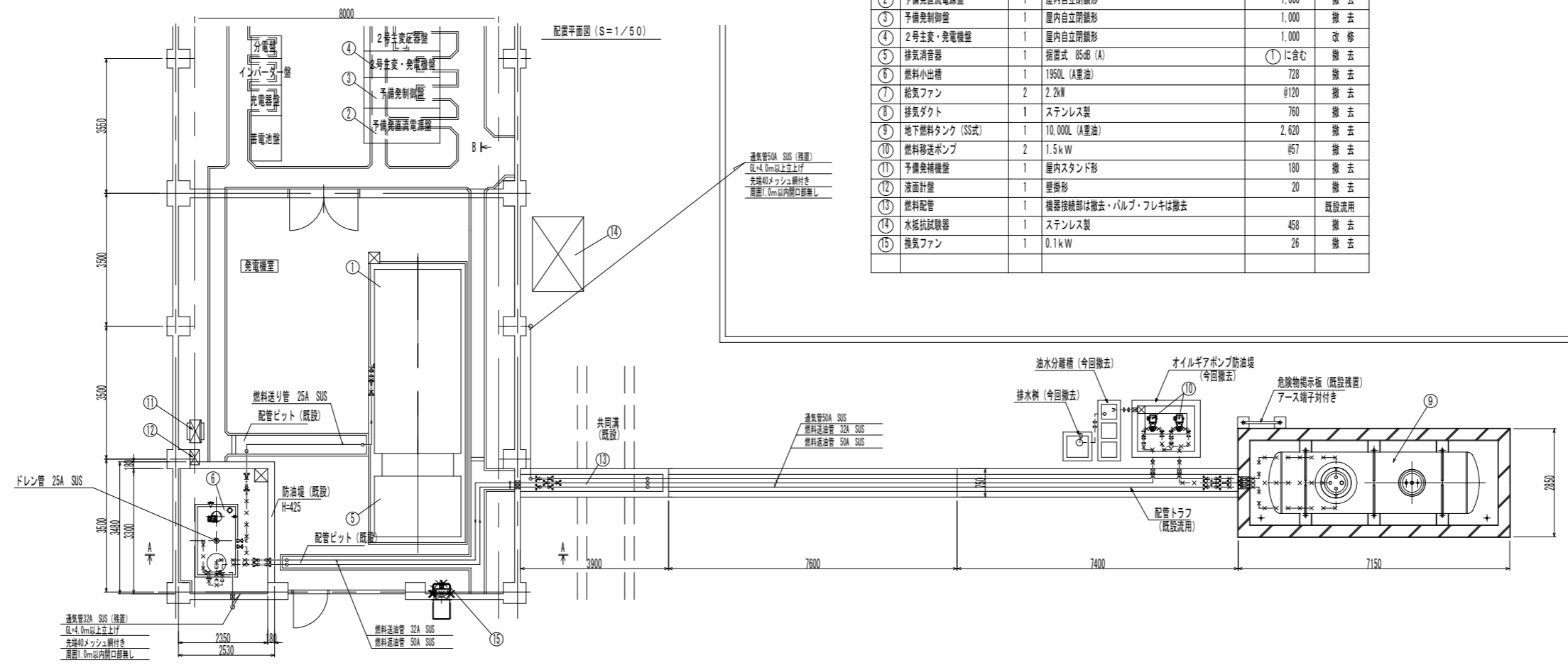


注記

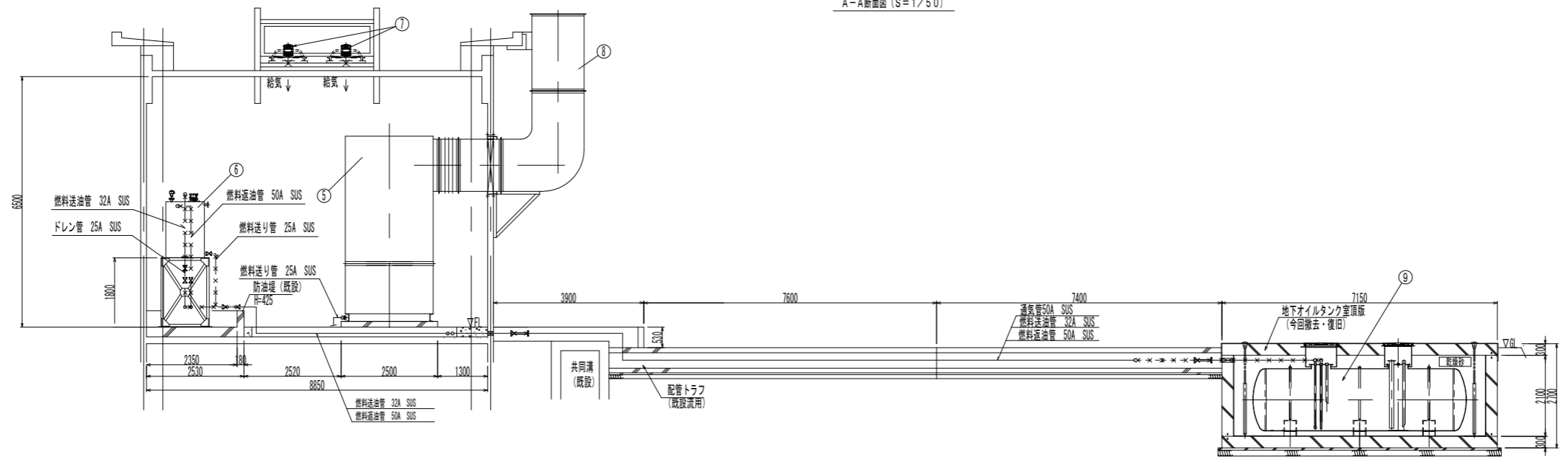
1. 撤去箇所は適切な補修を行うこと。
2. $\times-\times-\times$: 今回撤去部の燃料配管を示します。
3. --- : 今回設置部の燃料配管を示します。
4. 可とう伸縮管及びバルブ類は今回すべて撤去とします。

<撤去機器リスト>

No.	名称	数量	仕様	重量 (kg)	備考
①	ガスタービン発電装置	1	1250kVA・85dB (A)	15,385	撤去
②	予備発電直電源盤	1	屋内自立閉鎖形	1,000	撤去
③	予備発制御盤	1	屋内自立閉鎖形	1,000	撤去
④	2号主変・発電機盤	1	屋内自立閉鎖形	1,000	改修
⑤	排気消音器	1	据置式 85dB (A)	①に含む	撤去
⑥	燃料小出槽	1	1950L (A重油)	728	撤去
⑦	給気ファン	2	2.2kW	6120	撤去
⑧	排気ダクト	1	ステンレス製	760	撤去
⑨	地下燃料タンク (SS式)	1	10,000L (A重油)	2,620	撤去
⑩	燃料移送ポンプ	2	1.5kW	657	撤去
⑪	予備発補機盤	1	屋内スタンド形	180	撤去
⑫	液面計盤	1	壁掛形	20	撤去
⑬	燃料配管	1	機器接続部は撤去・バルブ・フレキは撤去		既設流用
⑭	水抵抗試験器	1	ステンレス製	458	撤去
⑮	換気ファン	1	0.1kW	26	撤去

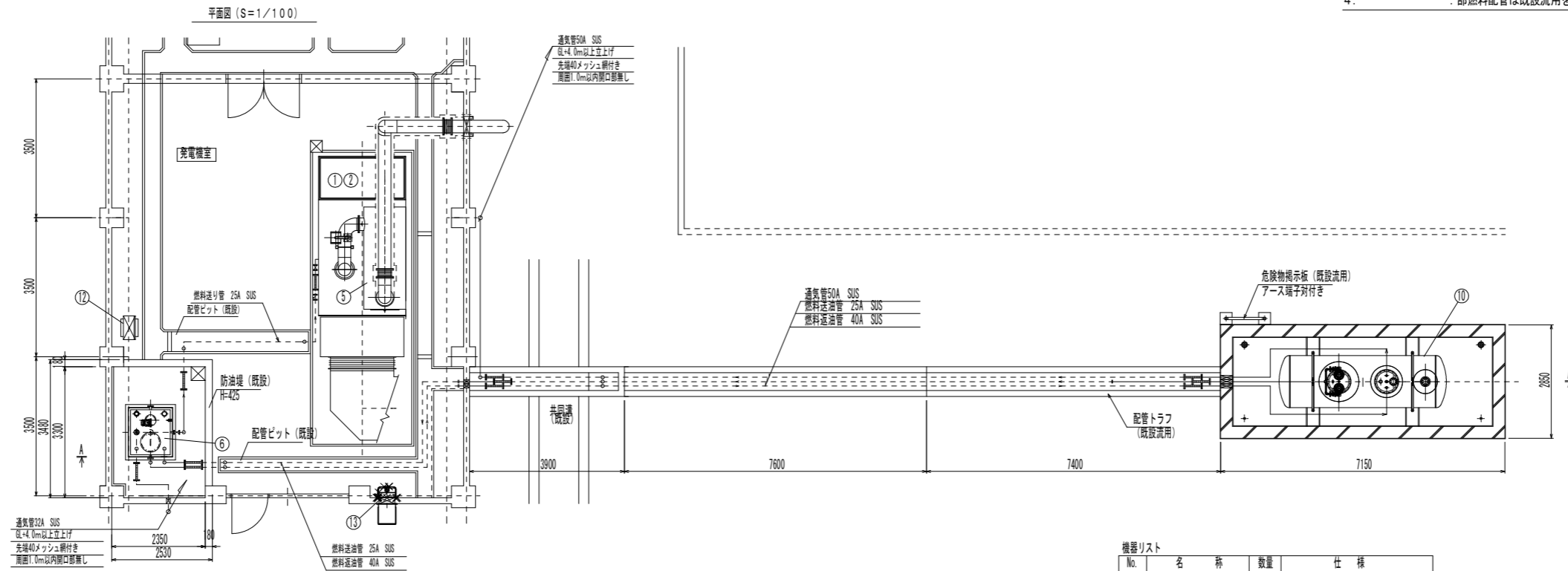


A-A断面図 (S=1/50)

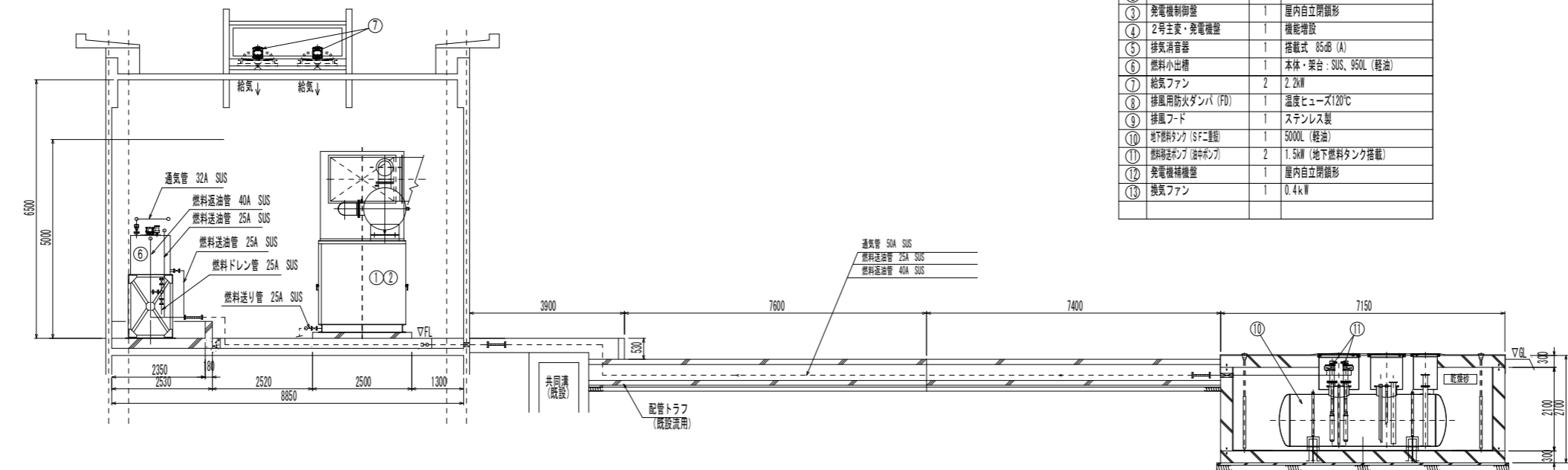


注記

1. 特記なき機器及び部材は今回新設を示します。
2. 燃料配管 (SUS) は既設流用とします。
ただし、機器接続部は更新 (SUS) とします。
3. 可とう伸縮管及びバルブ類 (ボール弁) は今回更新とします。
4. ----- : 部燃料配管は既設流用を示します。

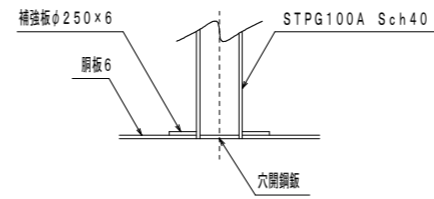
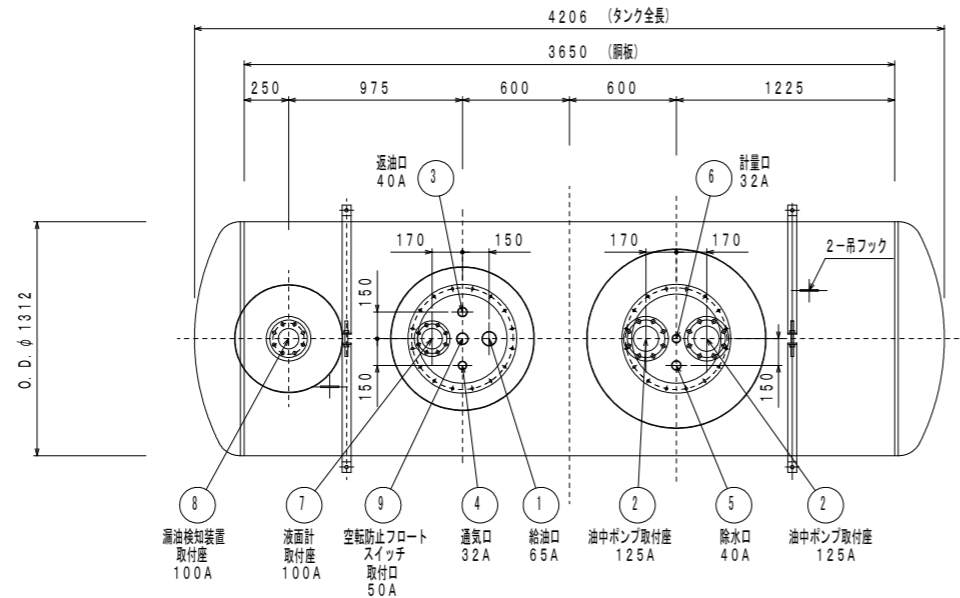


A-A断面図 (S=1/100)

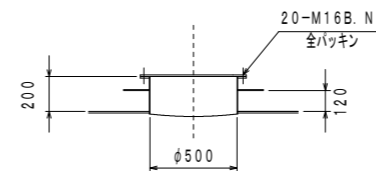


機器リスト

No.	名称	数量	仕様
①	ディーゼル発電装置	1	500kVA・85dB (A)
②	追加用制御盤 (検電器搭載型)	1	MS200 (長寿命)
③	発電機制御盤	1	屋内自立閉鎖形
④	2号主変・発電機盤	1	機能増設
⑤	排気消音器	1	搭載式 85dB (A)
⑥	燃料小出槽	1	本体・実台: SUS、950L (軽油)
⑦	給気ファン	2	2.2kW
⑧	排風用防火ダンパ (FD)	1	温度ヒューズ120℃
⑨	排風フード	1	ステンレス製
⑩	地下燃料タンク (SF2重油)	1	5000L (軽油)
⑪	燃料移送ポンプ (溶弁ポンプ)	2	1.5kW (地下燃料タンク搭載)
⑫	発電機制御盤	1	屋内自立閉鎖形
⑬	換気ファン	1	0.4kW



A部詳細図 S=NON

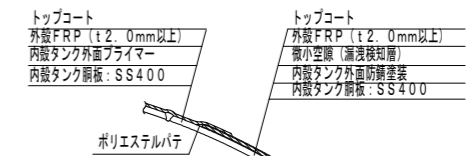
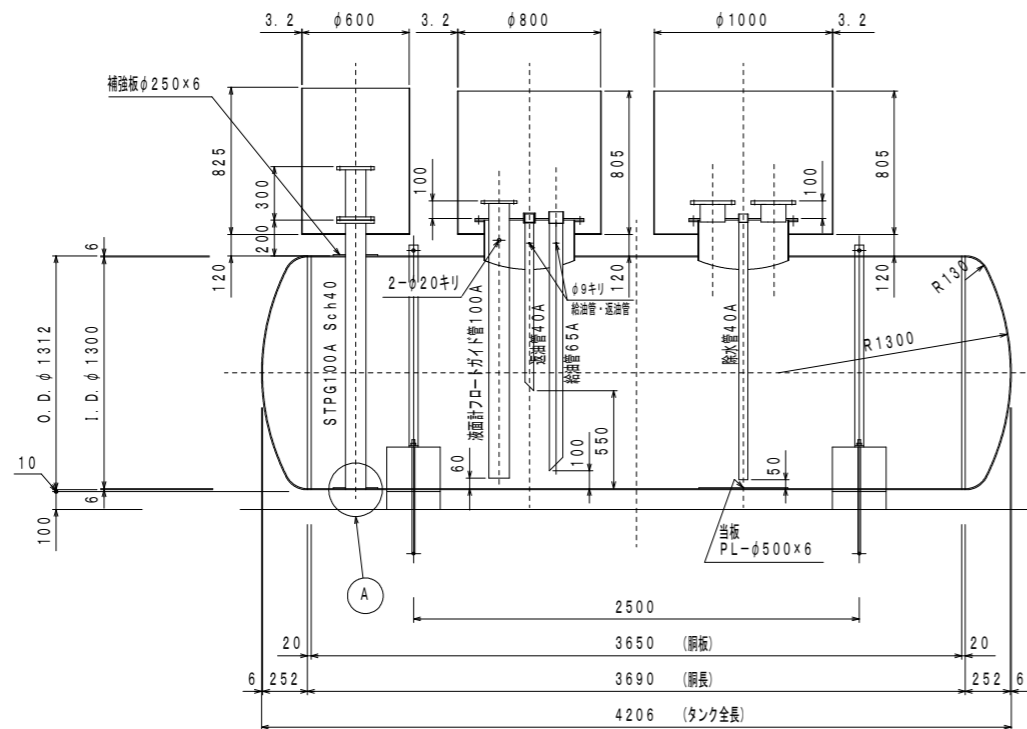


マンホール詳細図 S=NON

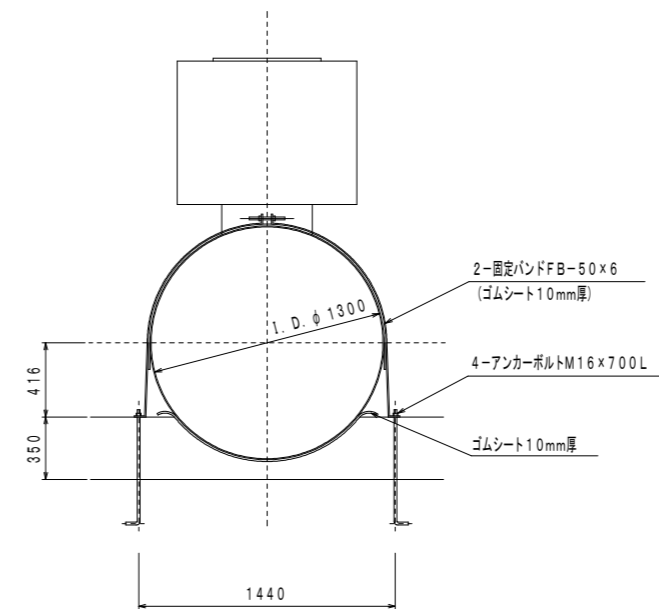
N0	名称	サイズ	個数	備考
①	給油口	65A	1	ソケット
②	油中ポンプ 取付座	125A	2	JIS10Kフランジ 送油管50A×25A
③	送油口	40A	1	ソケット
④	通気口	50A	1	ソケット
⑤	除水口	40A	1	ソケット
⑥	計量口	32A	1	ソケット
⑦	液面計取付座	100A	1	JIS-5Kフランジ
⑧	漏油検知装置取付座	100A	1	JIS-10Kフランジ (Sch40)
⑨	空転防止フロートスイッチ取付口	50A	1	ソケット

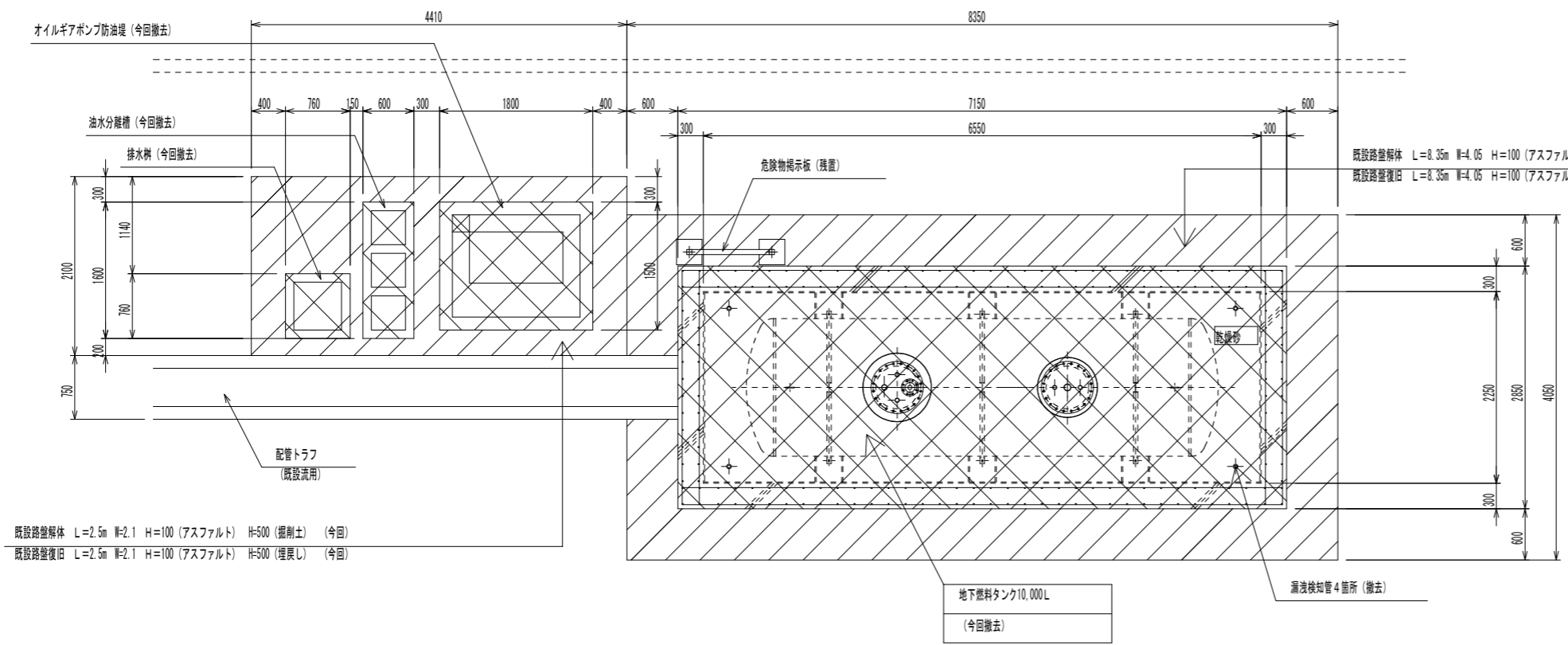
5000Lタンク容量計算	
寸法	1.3 ^φ ×3.14×3.650 ^L (鋼板) 3690 ^L (鋼長)
総容量	(1.3 ^φ ×3.14×3.69/4+1.3 ^φ ×0.09896×2)×10 ³ =5,330L
空間容量	$\frac{(5330-5000)}{5330} \times 100 = 6.2\%$ ----- 330L
実容量	5330-330=5,000L
概算質量	1200kg (鉄板)

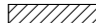

タンク内面油拭き



外装FRP詳細図 S=NON

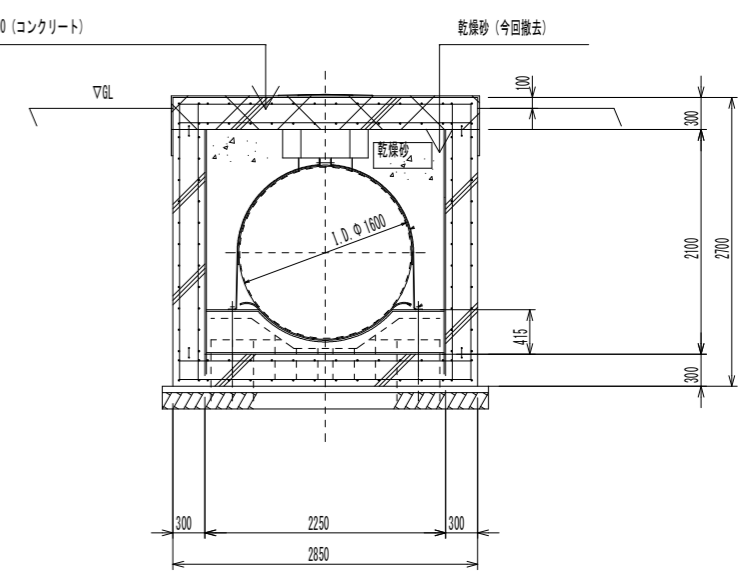
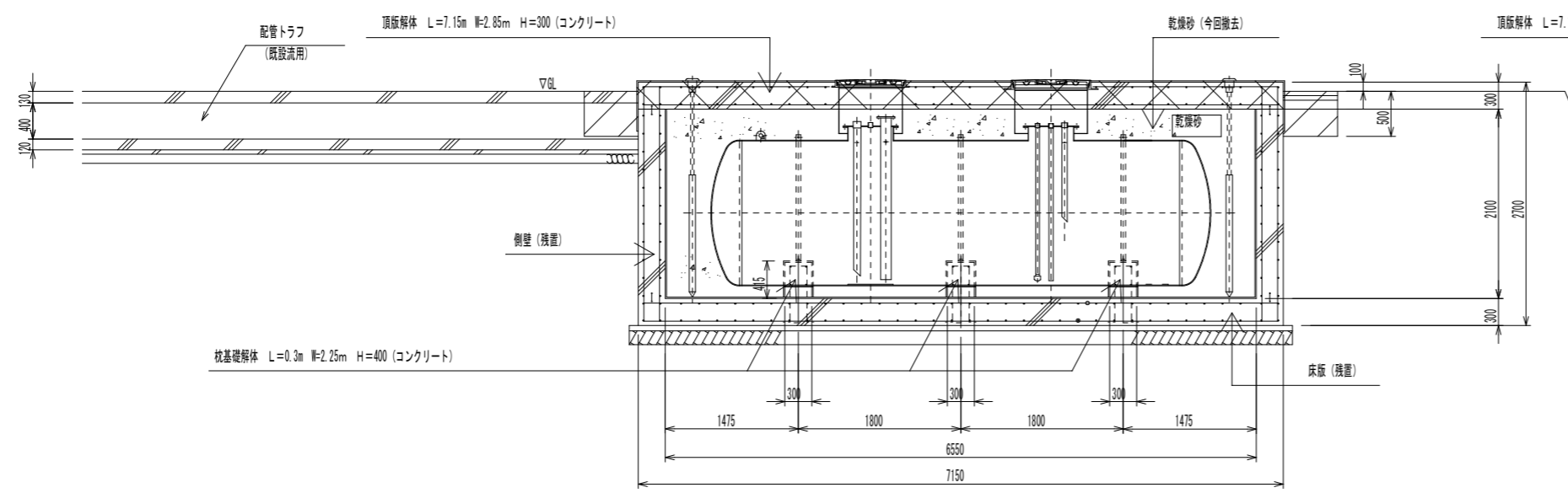




- 注 記
1. 本図中に示す  部分は既設コンクリート解体後、G.Lレベルまで復旧する。
 2. 本図中に示す  部分は既設コンクリート解体後、復旧を行う。
 3. 図中、特記なき箇所は既設設備を示す。

<撤去・復旧数量表>

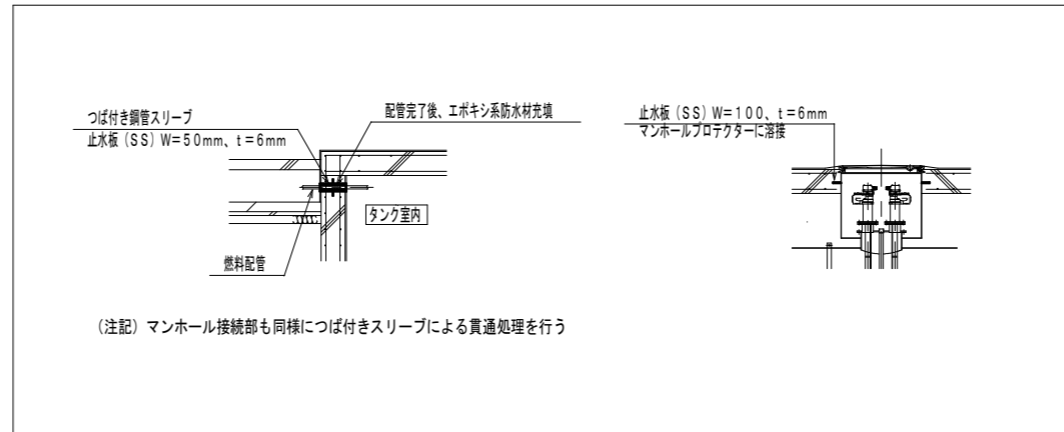
名 称	規 格	数 量	備 考
鉄筋コンクリート解体		6.2 m ³	タンク室頂版
鉄筋コンクリート復旧	21N	6.2 m ³	"
アスファルト解体	t=50	18.5 m ²	路盤
アスファルト復旧	t=50	22.7 m ²	"
鉄筋コンクリート解体		1.5 m ³	防油堤
鉄筋コンクリート解体		0.5 m ³	油水分離槽
鉄筋コンクリート解体		0.2 m ³	排水槽
異形鉄筋	S0345 D16	620 kg	
掘削土		8.3 m ³	路盤
埋め戻し土		9.3 m ³	"
砕石	C-40	0.5 m ³	"
砂搬出		20 m ³	タンク室内
乾燥砂		25 m ³	"
止水材	膨張性	19 m	コンクリート打継面
防水モルタル		30 m ²	タンク室頂版
塗膜防水		52 m ²	タンク室内壁、床
ビニールシート	0.2mm	20 m ²	コンクリート打継面



<新設数量表>

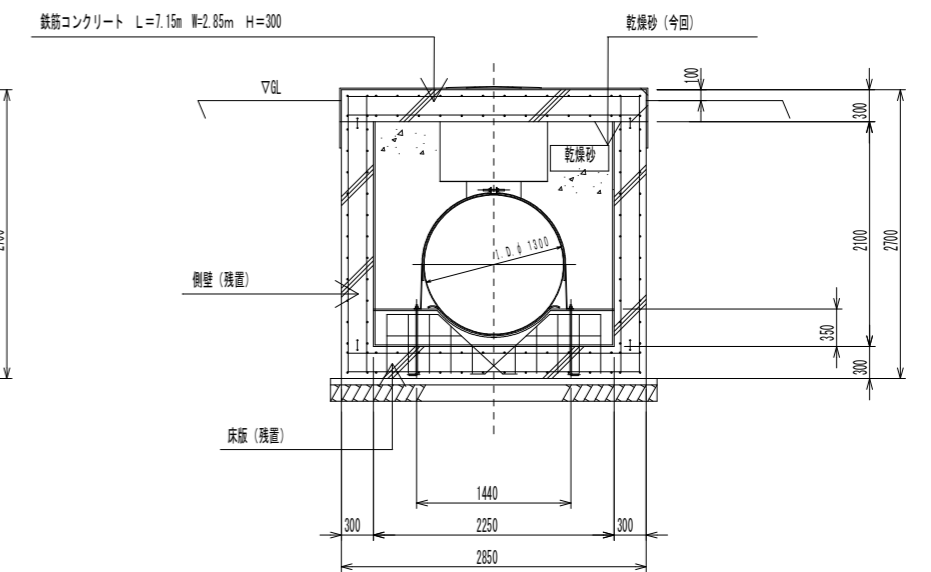
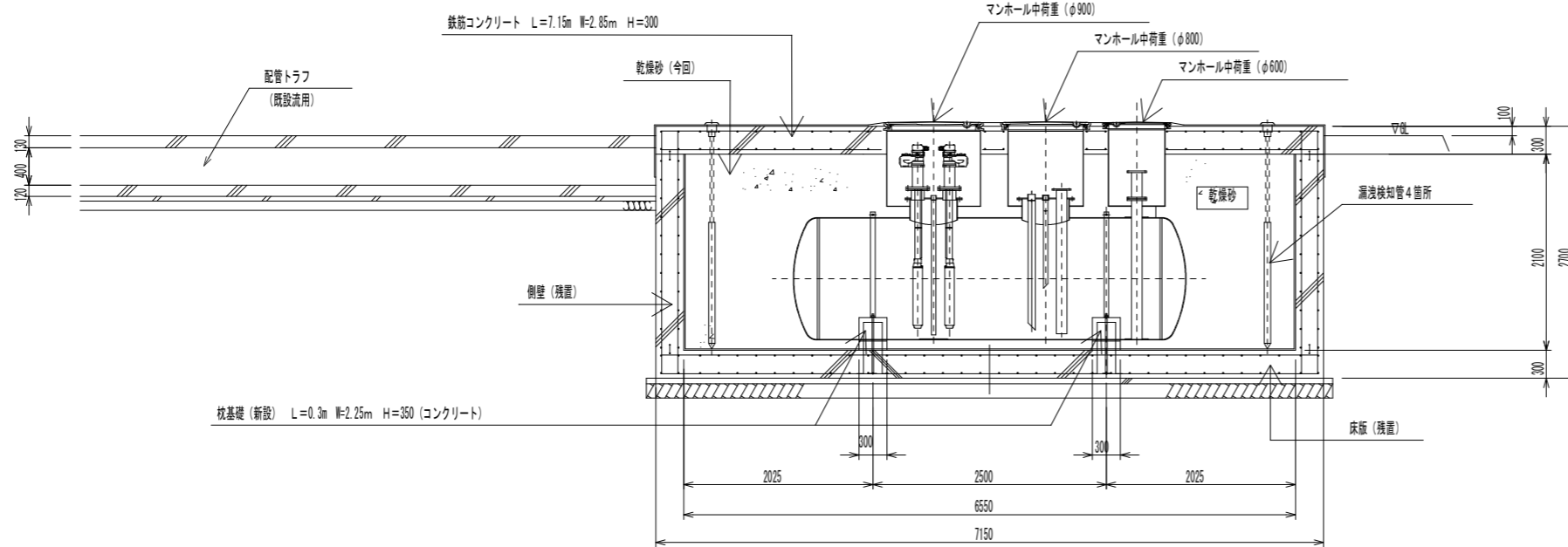
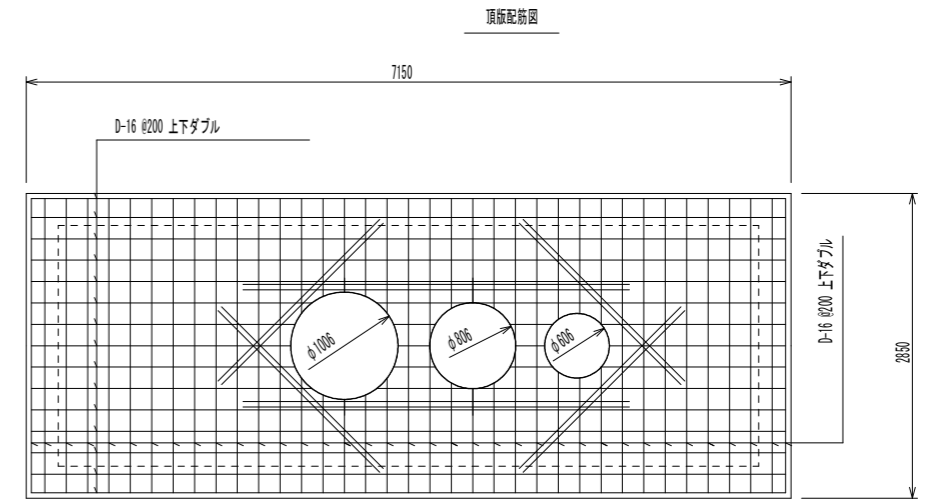
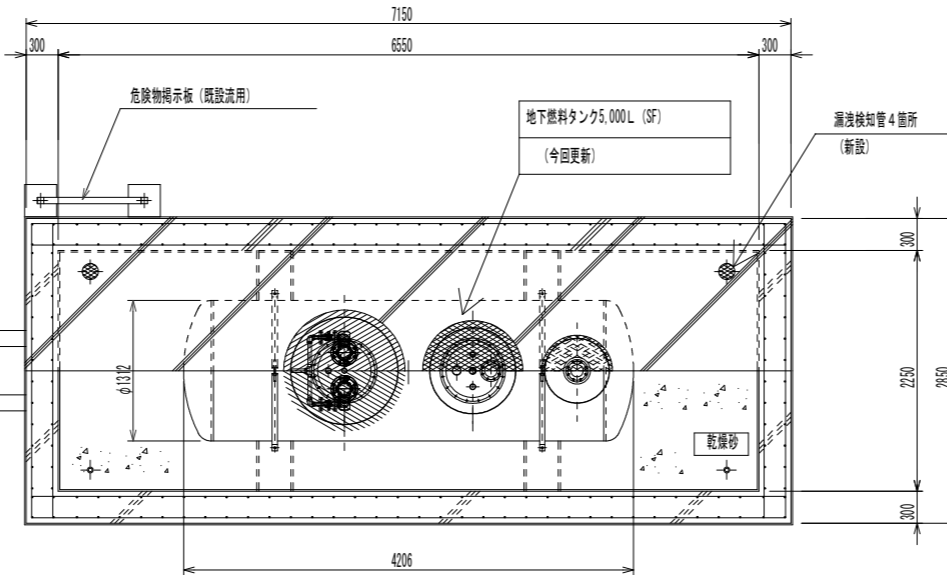
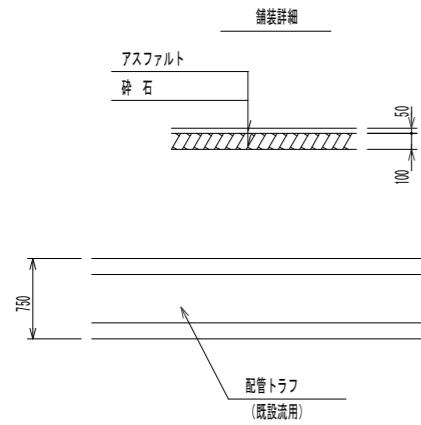
名称	規格	数量	備考
鉄筋コンクリート復旧	21N	6.2 m ³	タンク室頂板
異形鉄筋	S0295 D16	620 kg	
アスファル復旧	t=50	22.7 m ²	路盤
埋め戻し土		9.3 m ³	路盤
砕石	C-40	0.5 m ³	路盤
乾燥砂		25 m ³	タンク室内
止水材	膨張性	19 m	コンクリート打継面
防水モルタル		30 m ²	タンク室頂板
塗膜防水		52 m ²	タンク室内壁、床
ビニールシート	0.2mm	20 m ²	コンクリート打継面

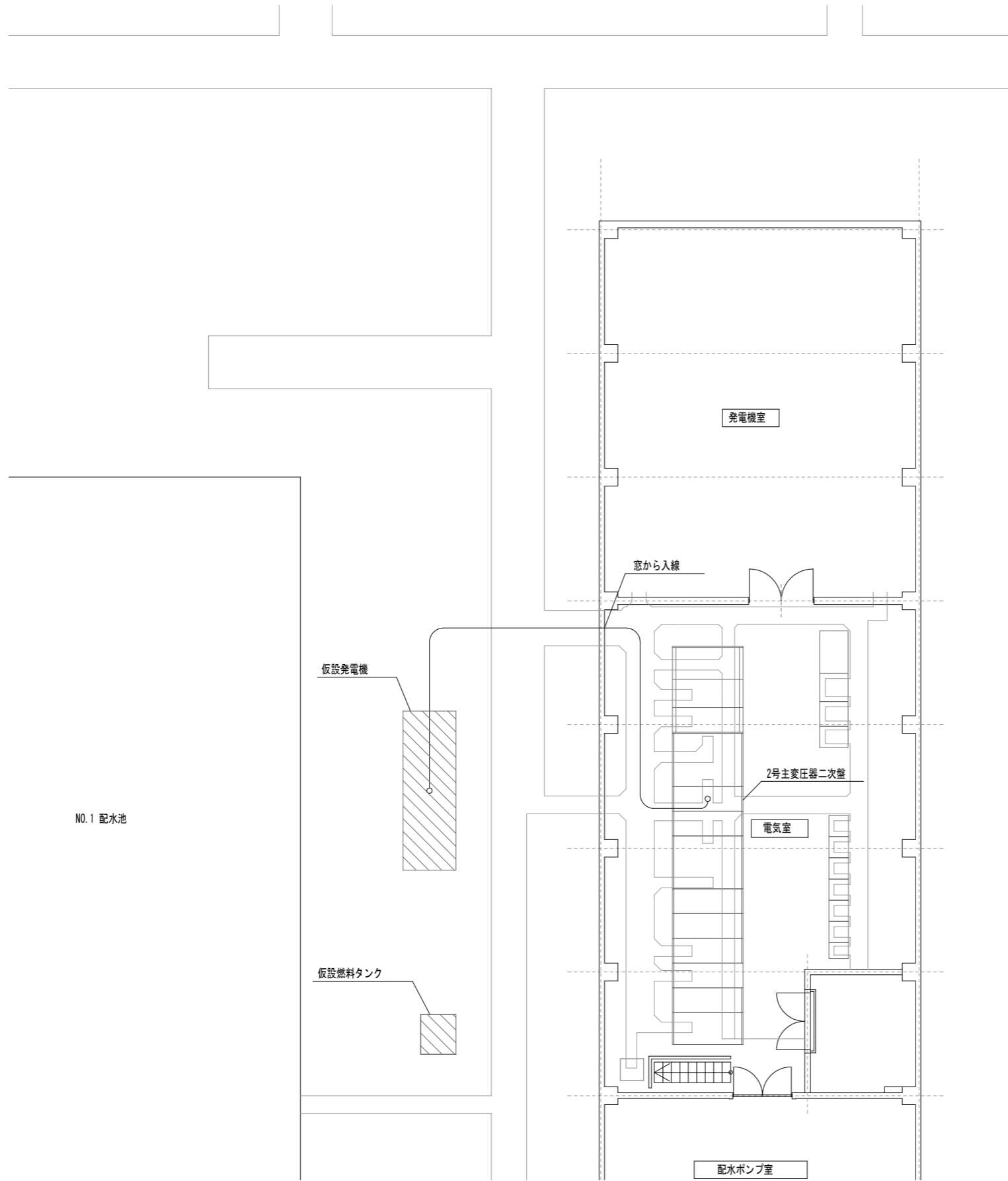
<配管貫通部施工要領>



注記

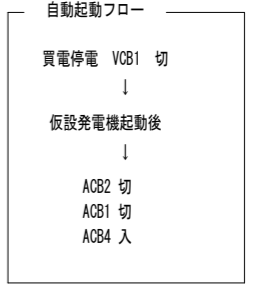
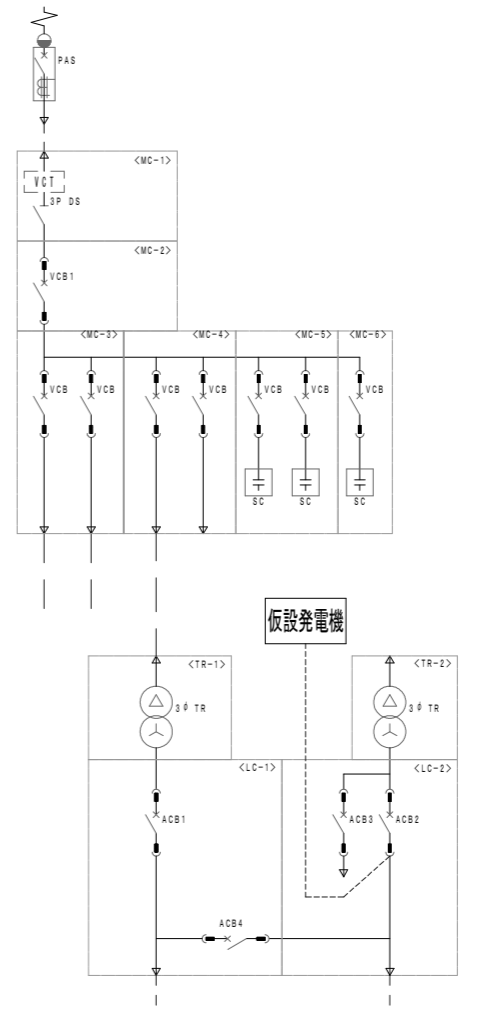
1. 本図中に示す 部分は既設コンクリート解体後、GLレベルまで復旧する。
2. 本図中に示す 部分は既設コンクリート解体後、復旧を行う。
3. 図中、特記無き箇所は既設設備を示す。
4. 非常用発電設備の浸水対策を以下に示す。
 - ・オイルタンクを既設地下タンク室に設置。
 - ・油中ポンプを採用。
 - ・防水型マンホール蓋を採用。
 - ・発電機補機盤は発電機室(浸水対策済)に設置。
5. マンホールおよび側壁を配管貫通する場合は止水処理を施すこと。
6. 躯体工事について、既存コンクリートとの接合は差し筋アンカーD16@200によりおこなうこと。



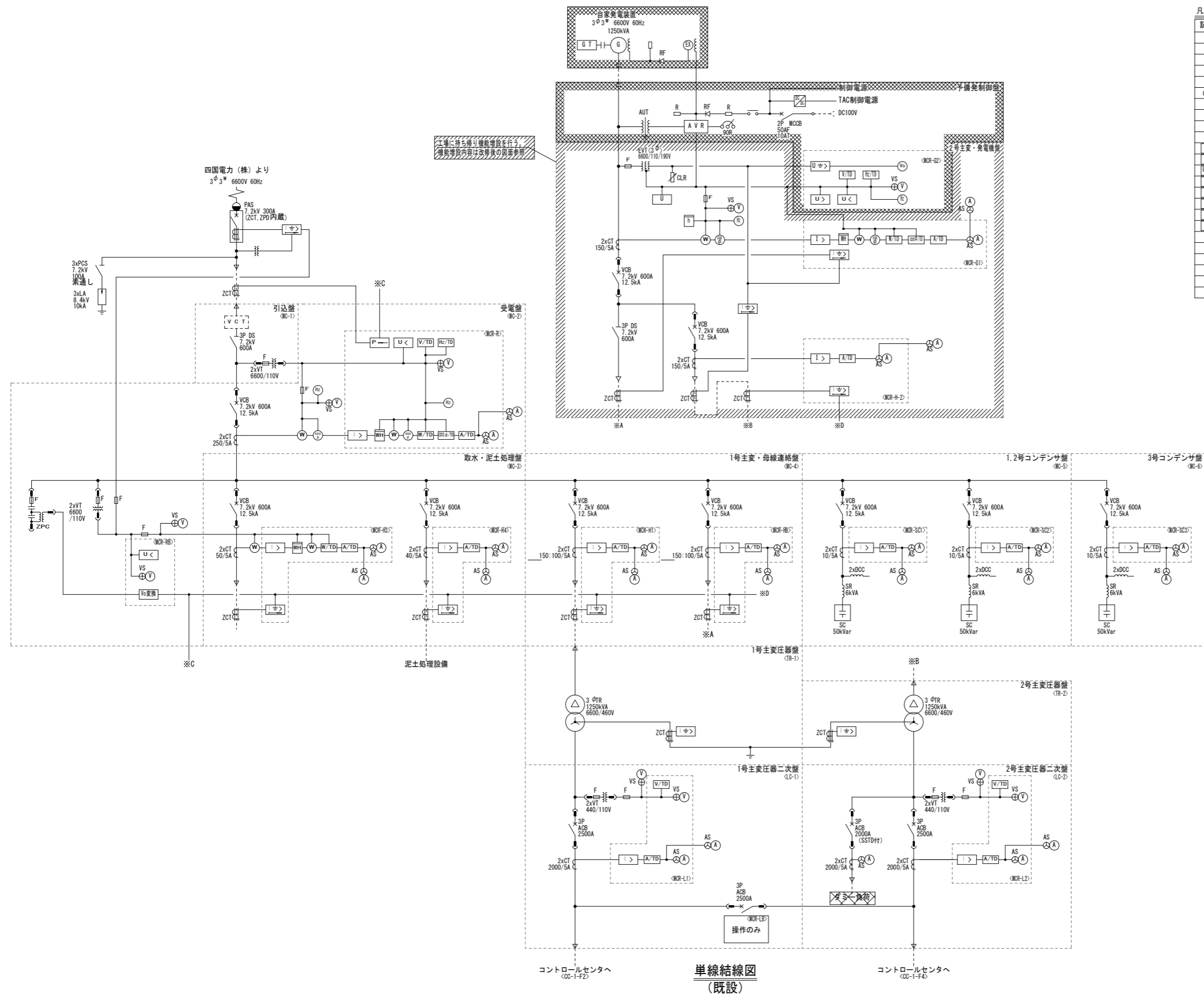


仮設自家発電設備配置図 S=1/100

仕様		
項目	仕様	備考
仮設発電機		
エンジン	ディーゼル発電機	
容量	350kVA以上 (3φ3W 460V 60Hz)	
参考寸法	W4500×D1500×H2090	
参考重量	乾燥重量: 6040kg 整備重量: 6620kg	
燃料タンク (搭載)	490L	
燃料消費量	70.4L/h (75%負荷時)	
操作	自動起動とする。 (既設受変電設備のシーケンス改造含む)	
仮設燃料タンク		
容量	950L	
防油堤	含む	



- 注記
1. は仮設を示す。
 2. 特記なきものは既設を示す。

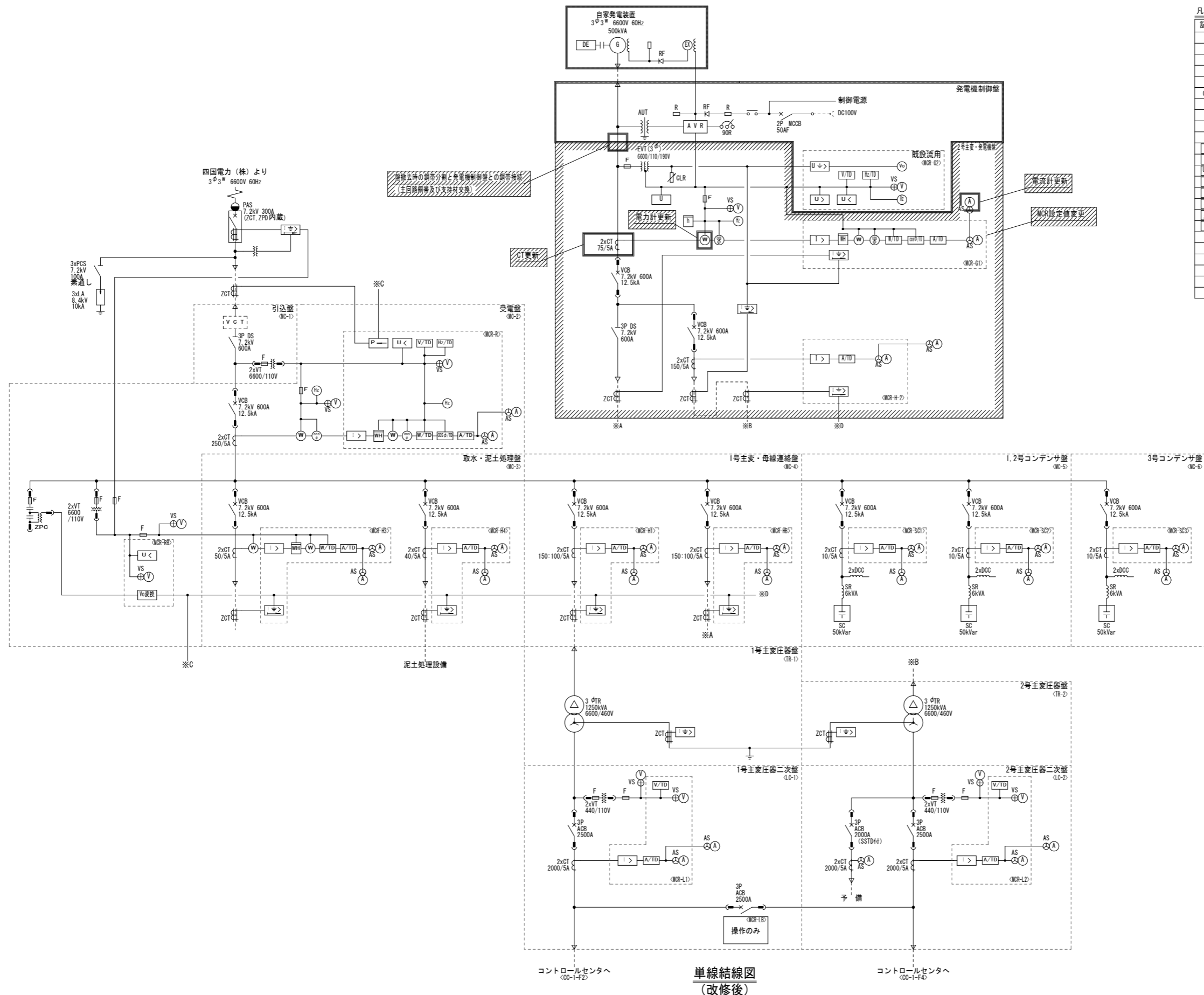


凡例

記号	名称	記号	名称
A	交流電流計	ACB	気中しゃ断器
AS	同上切換スイッチ	TD	トランスジューサ
V	交流電圧計	DC/DC	D C / D Cコンバータ
VS	同上切換スイッチ	GT	ガスタービン機関
H _z	周波数計	G	自家発電装置
OSφ	力率計	EX	励磁装置
Vo	零相電圧計	RF	サイリスタ整流器
W	電力計	AuTR	補助変圧器
WH	電力量計	AVR	自動電圧調整器
VCB	真空しゃ断器	90R	電圧調整抵抗器
U<	不足電圧継電器	LA	避雷器
U>	過電圧継電器	PCS	プライマリカットアウトスイッチ
U<>	地絡過電圧継電器	ZPC	コンデンサ形計器用変圧器
U	電圧継電器	SC	進相コンデンサ
I>	過電流継電器	F	ヒューズ
I<>	地絡過電流継電器	R	抵抗器
I<	地絡方向継電器	CLR	限流抵抗器
P	逆電力継電器	SR	直列リアクトル
CT	変流器	DCC	放電抵抗器
VT	計器用変圧器	PAS	柱上気中開閉器
EVT	接地形計器用変圧器	○	構内第1柱
ZCT	零相変流器	MCR	マルチリレーコントローラ
DS	断路器		
TR	変圧器		

注記
 1. は撤去を示す。
 2. は機能増設を示す。
 3. 特記なきものは既設を示す。

単線結線図 (既設)

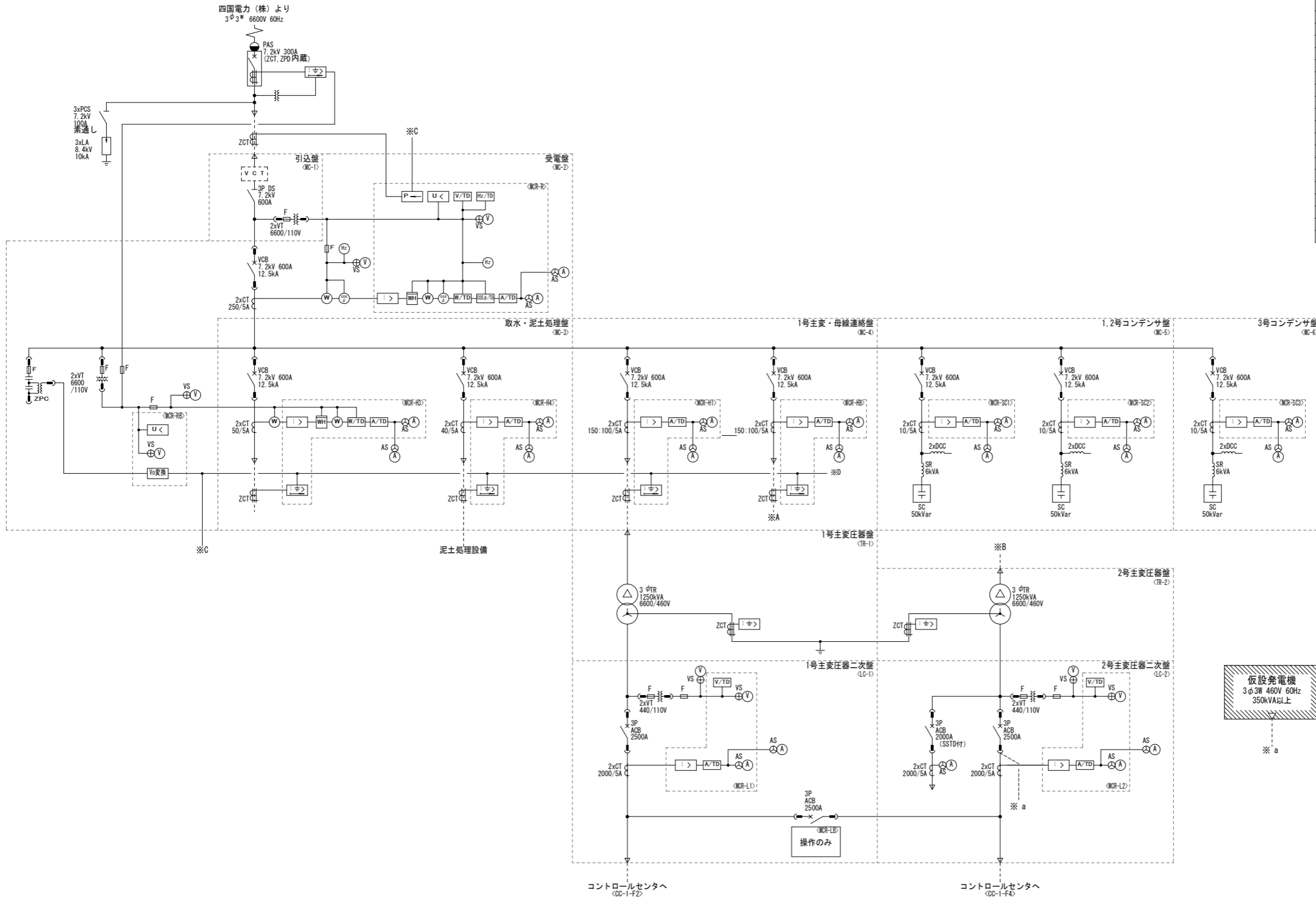


凡例

記号	名称	記号	名称
A	交流電流計	ACB	気中しゃ断器
AS	同上切換スイッチ	TR	トランスジューサ
V	交流電圧計	DC	D/Cコンバータ
VS	同上切換スイッチ	DE	ディーゼル機関
Hz	周波数計	G	自家発電装置
OSφ	力率計	EX	励磁装置
Vo	零相電圧計	RF	サイリスタ整流器
W	電力計	AuTR	補助変圧器
WH	電力量計	AVR	自動電圧調整器
VCB	真空しゃ断器	90R	電圧調整抵抗器
U<	不足電圧継電器	LA	避雷器
U>	過電圧継電器	PCS	プライマリカットスイッチ
U<>	地絡過電圧継電器	ZPC	コンデンサ形計器用変圧器
U	電圧継電器	SC	進相コンデンサ
I>	過電流継電器	F	ヒューズ
I<>	地絡過電流継電器	R	抵抗器
I<	地絡方向継電器	QLR	限流抵抗器
P	逆電力継電器	SR	直列リアクトル
CT	変流器	DCC	放電抵抗器
VT	計器用変圧器	PAS	柱上気中開閉器
EVT	接地形計器用変圧器	ZCT	構内第1柱
ZCT	零相変流器	MCR	マルチリレーコントローラ
DS	断路器		
TR	変圧器		

注記
 1. [] は今回を示す。
 2. [] は機能増設を示す。
 3. 特記なきものは既設を示す。

単線結線図 (改修後)

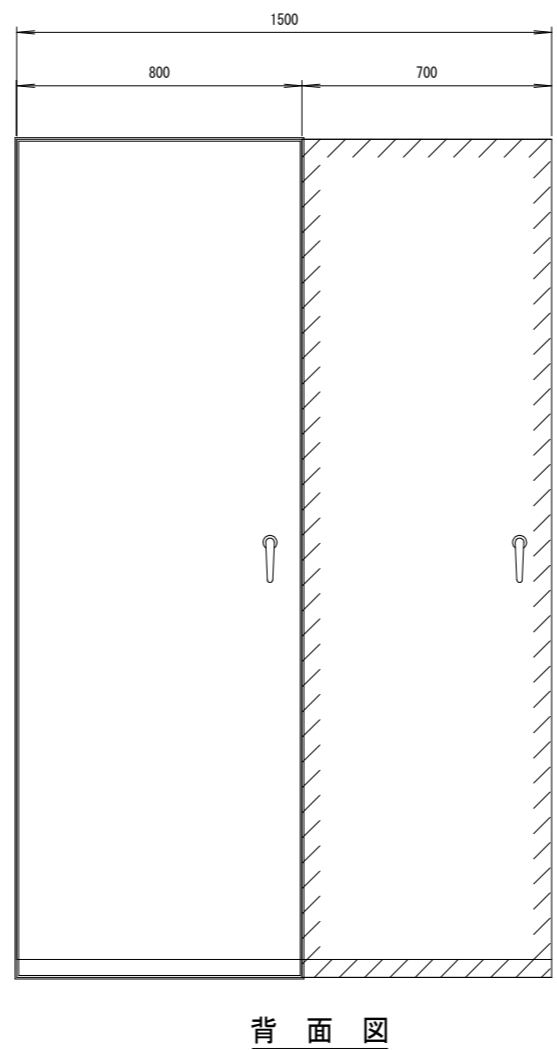
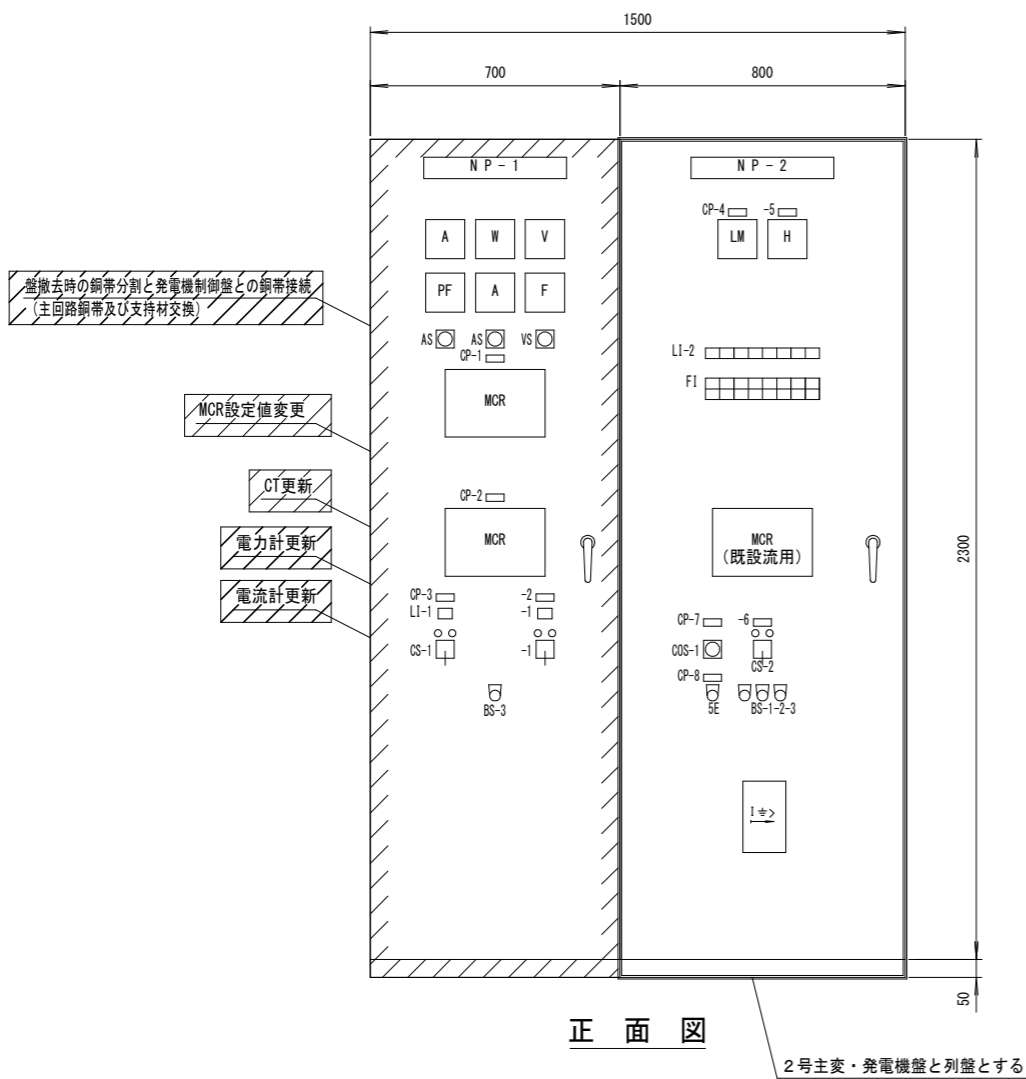


凡例		凡例	
記号	名称	記号	名称
A	交流電流計	ACB	気中しゃ断器
AS	同上切替スイッチ	7TD	トランスジューサ
V	交流電圧計	DC	D/Cコンバータ
VS	同上切替スイッチ	DE	ディーゼル機関
H _z	周波数計	G	自家発電装置
OSφ	力率計	EX	励磁装置
Vo	零相電圧計	RF	サイリスタ整流器
W	電力計	AuTR	補助変圧器
WH	電力量計	AVR	自動電圧調整器
VCB	真空しゃ断器	9OR	電圧調整抵抗器
U<	不足電圧継電器	LA	避雷器
U>	過電圧継電器	PCS	プライマリカットアウトスイッチ
U<>	地絡過電圧継電器	ZPC	コンデンサ形計器用変圧器
U	電圧継電器	SC	進相コンデンサ
I>	過電流継電器	F	ヒューズ
I<>	地絡過電流継電器	R	抵抗器
I<	地絡方向継電器	CLR	限流抵抗器
P	逆電力継電器	SR	直列リアクトル
CT	変流器	DCC	放電抵抗器
VT	計器用変圧器	PAS	柱上気中開閉器
EVT	接地形計器用変圧器	●	構内第1柱
ZCT	零相変流器	MCR	マルチリレーコントローラ
DS	断路器		
TR	変圧器		

単線結線図
(仮設)

注記
1. 仮設を示す。
2. 特記なきものは既設を示す。

徳島県企業局 総合管理推進センター	●工事名	R6 企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事 (一部債務負担)	●図面番号	E-15	株式会社 橋 建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森島康明
	●図面名	単線結線図【仮設】	●縮尺	N.S	

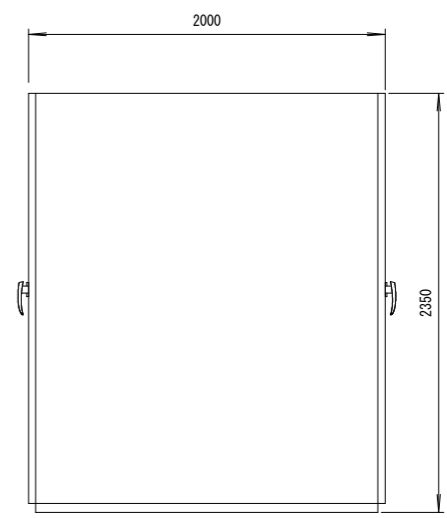


凡例

記号	名称
COS-1	切換スイッチ(直接-遠方)
CS-1	操作スイッチ(切-入)
-2	" (停止-始動)
BS-1	押釦スイッチ(警報停止)
-2	" (故障復帰)
-3	" (ランプテスト)
SE	引釦スイッチ(非常停止)

凡例

記号	名称
A	交流電流計
AS	同上切換スイッチ
V	交流電圧計
VS	同上切換スイッチ
F	周波数計
PF	力率計
W	電力計
LM	油量指示計
H	運転時間計
NP	ネームプレート(名称板)
CP	カードプレート(名称板)
MCR	マルチリレー
LI	状態表示灯
F1	故障表示灯
!>	地絡方向継電器
○	状態表示灯



屋内自立形
発電機盤側面図 S=1/30

LI-1

操作可

LI-2

直接 (O・L)	始動準備完了 (W・L)	始動中 (W・L)	運転中 (W・L)	電圧確立 (W・L)	送電中 (W・L)	停止動作中 (W・L)	発電機手動 (O・L)
----------	--------------	-----------	-----------	------------	-----------	-------------	-------------

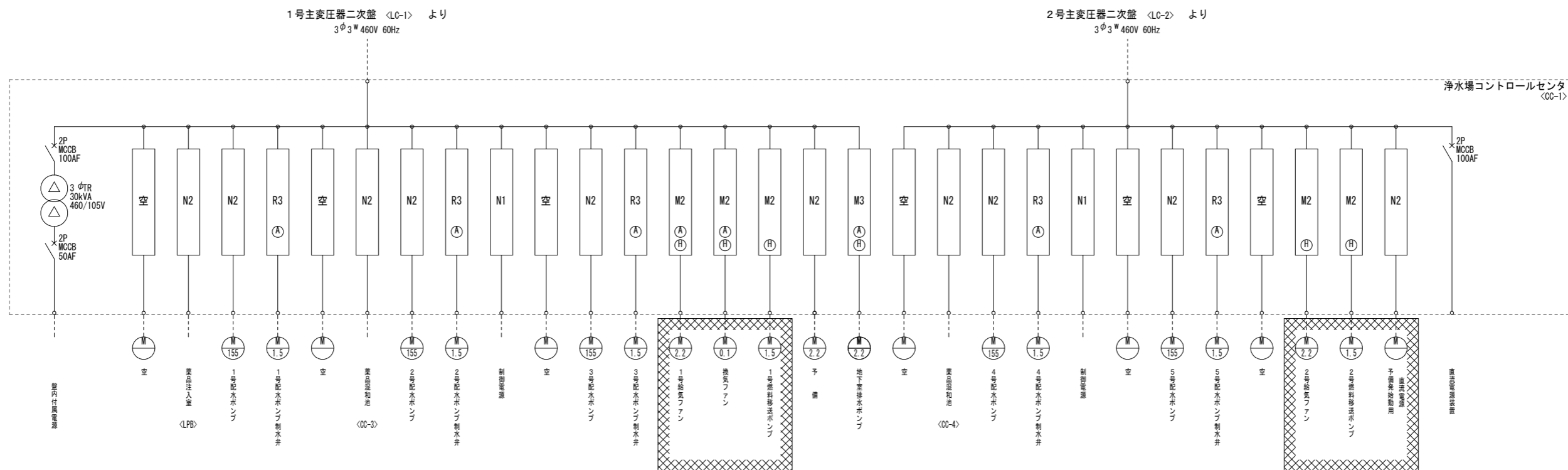
F1

始動渋滞 (R・L)	過電流 (R・L)	不足電圧 (R・L)	過電圧 (R・L)	冷却水温度上昇 (R・L)	燃料小出槽最低油量 (R・L)	潤滑油油圧低下 (R・L)	油中ポンプ故障 (O・L)
非常停止 (R・L)	2号主変圧器方向地絡 (O・L)	過速度 (R・L)	地絡過電圧 (O・L)	地下燃料タンク油面低下・漏油 (O・L)	燃料小出槽油面低下・上昇 (O・L)	蓄電池温度上昇 (O・L)	補機故障 (O・L)

高圧キュービクル外形図 S=1/15

記号	名称	盤記号	備考
NP-1	2号主変・発電機盤	MC-1	機能増設
-2	発電機制御盤	G	今回
CP-1	予備発		
-2	2号Tr 一次		
-3	予備発遮断器		
-4	地下タンク残油量		
-5	運転時間		
-6	機関		
-7	操作場所		
-8	非常停止		
備考	スペースヒータ、室内灯、コンセント付		

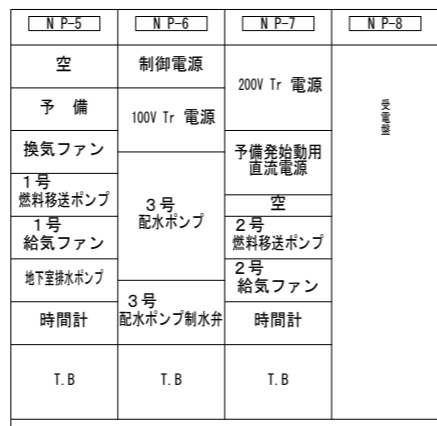
注記
1. [] は今回を示す。
2. [] は機能増設を示す。
3. 本図の2面は列盤とする。



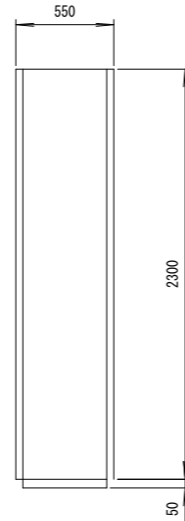
コントロールセンタ単線結線図
 <CC-1> (既設)



正面図



背面図

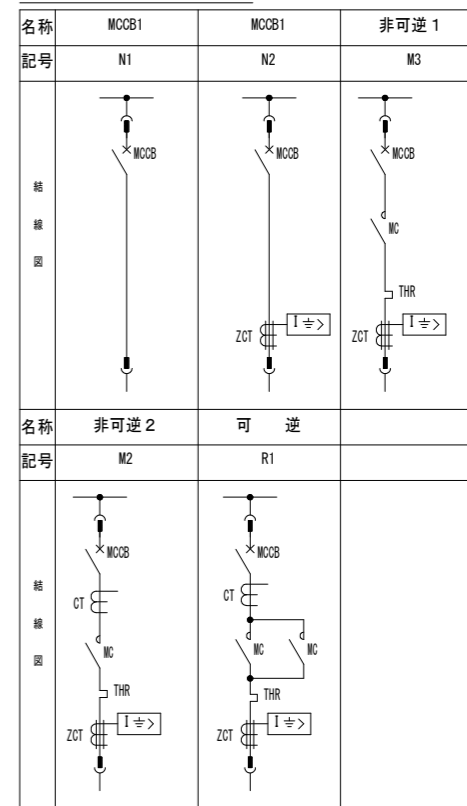


側面図

記号	名称
NP-1	CC-1-1F
-2	CC-1-2F
-3	CC-1-3F
-4	CC-1-4F
-5	CC-1-1R
-6	CC-1-2R
-7	CC-1-3R
-8	CC-1-4R

コントロールセンタ外形図 S=1/30
 <CC-1> (既設)

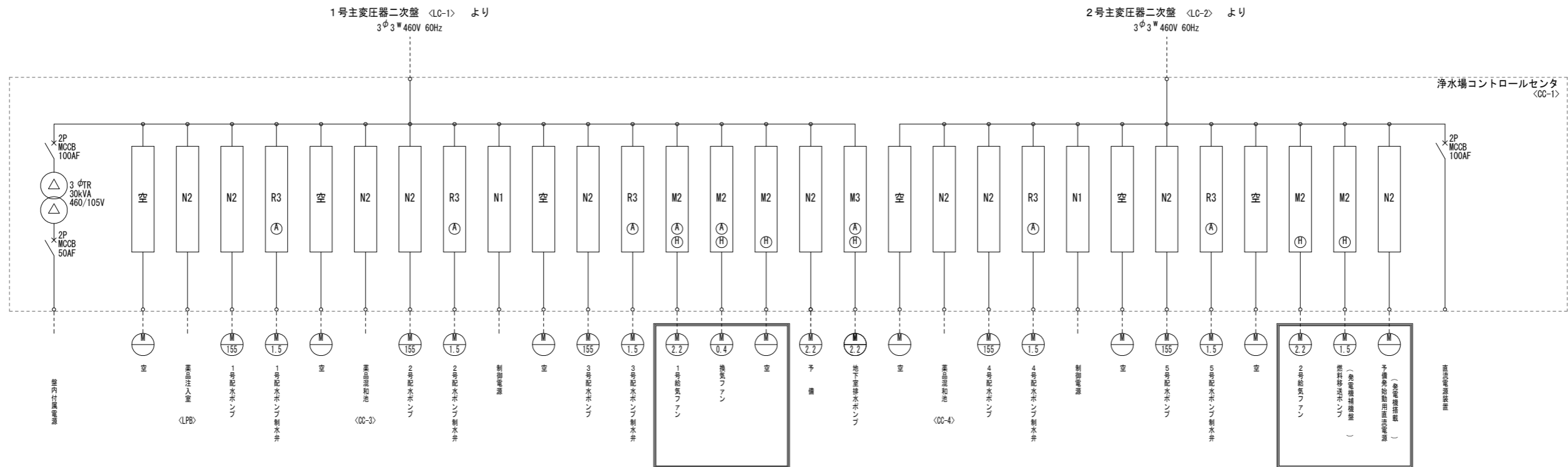
コントロールセンタユニット凡例



注) CV: 変換器, MMR: モータマルチリレー

注記

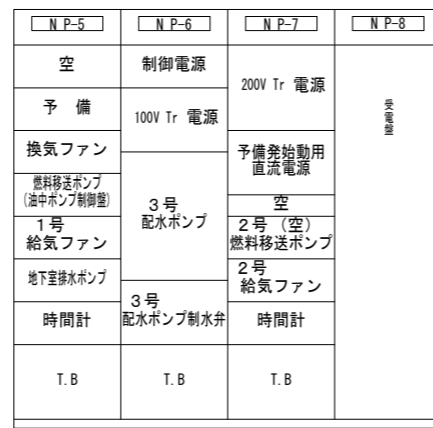
1. [Hatched Box] は撤去を示す。
2. 特記なきものは既設を示す。
3. コントロールセンタの更新は、別途工事とする。



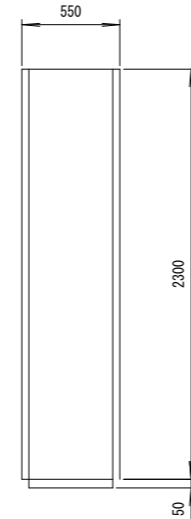
コントロールセンタ単線結線図
<CC-1> (改修後)



正面図



背面図

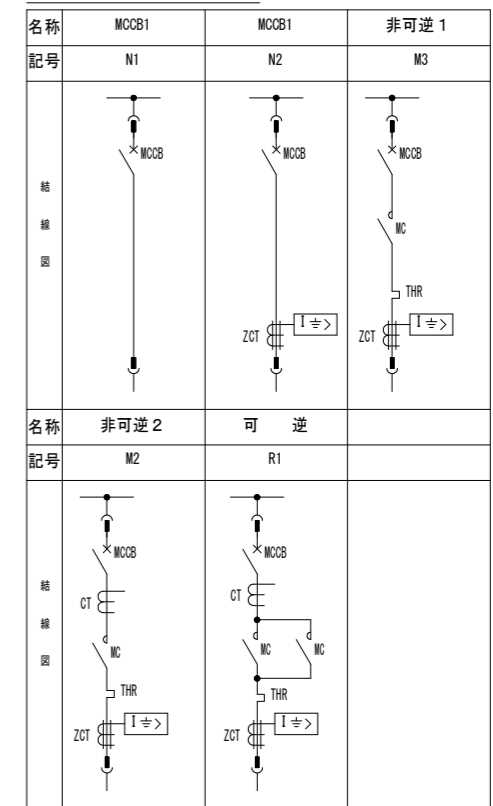


側面図

記号	名称
NP-1	CC-1-1F
-2	CC-1-2F
-3	CC-1-3F
-4	CC-1-4F
-5	CC-1-1R
-6	CC-1-2R
-7	CC-1-3R
-8	CC-1-4R

コントロールセンタ外形図 S=1/30
<CC-1> (改修後)

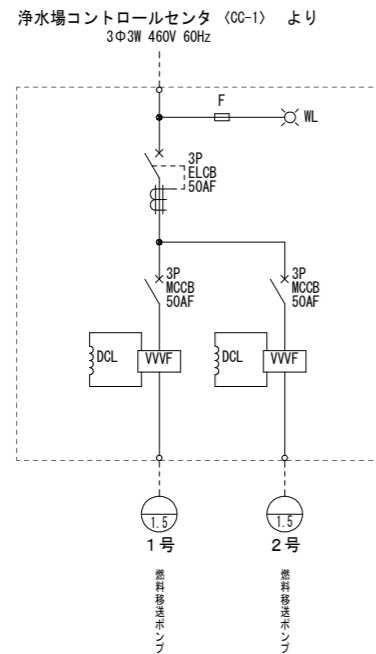
コントロールセンタユニット凡例



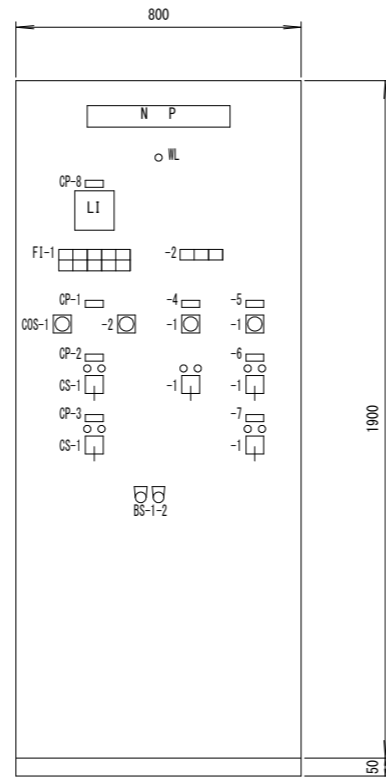
注) CV : 変換器, MMR : モーターマルチリレー

注記

- は今回を示す。
- 特記なきものは既設を示す。
- コントロールセンタの更新は、別途工事とする。



発電機補機盤単線結線図



正面図

発電機補機盤外形図 S=1/15



側面図

凡例

記号	名称
COS-1	切換スイッチ (手動-自動)
-2	" (1号-交互-2号)
CS-1	操作スイッチ (停止-運転)
BS-1	押釦スイッチ (警報停止)
-2	" (ランプテスト)

凡例

記号	名称
NP	ネームプレート (名称板)
CP	カードプレート (名称板)
FI	状態故障表示灯
WL	表示灯 (電源用)
ELCB	漏電遮断器
MCCB	配線用遮断器
DCL	直流リアクトル
VVVF	インバータ
MSF	モータ端サージ電圧抑制フィルタ
○	状態表示灯
F	ヒューズ

記号	名称	盤記号	備考
NP	発電機補機盤		
CP-1	燃料移送ポンプ		
-2	1号燃料移送ポンプ		
-3	2号燃料移送ポンプ		
-4	換気ファン		
-5	給気ファン		
-6	1号給気ファン		
-7	2号給気ファン		
-8	地下燃料タンク		
備考	スペースヒータ、室内灯、コンセント付		

F1-1

記号	名称	状態	備考
1号 燃料移送ポンプ故障 (R・L)	燃料移送ポンプ空転防止 (R・L)	地下タンク満 (W・L)	燃料小出槽油面上昇 (O・L)
2号 燃料移送ポンプ故障 (R・L)	予備 (R・L)	地下タンク減警報 (O・L)	燃料小出槽漏油 (R・L)
			燃料小出槽最低油量 (R・L)

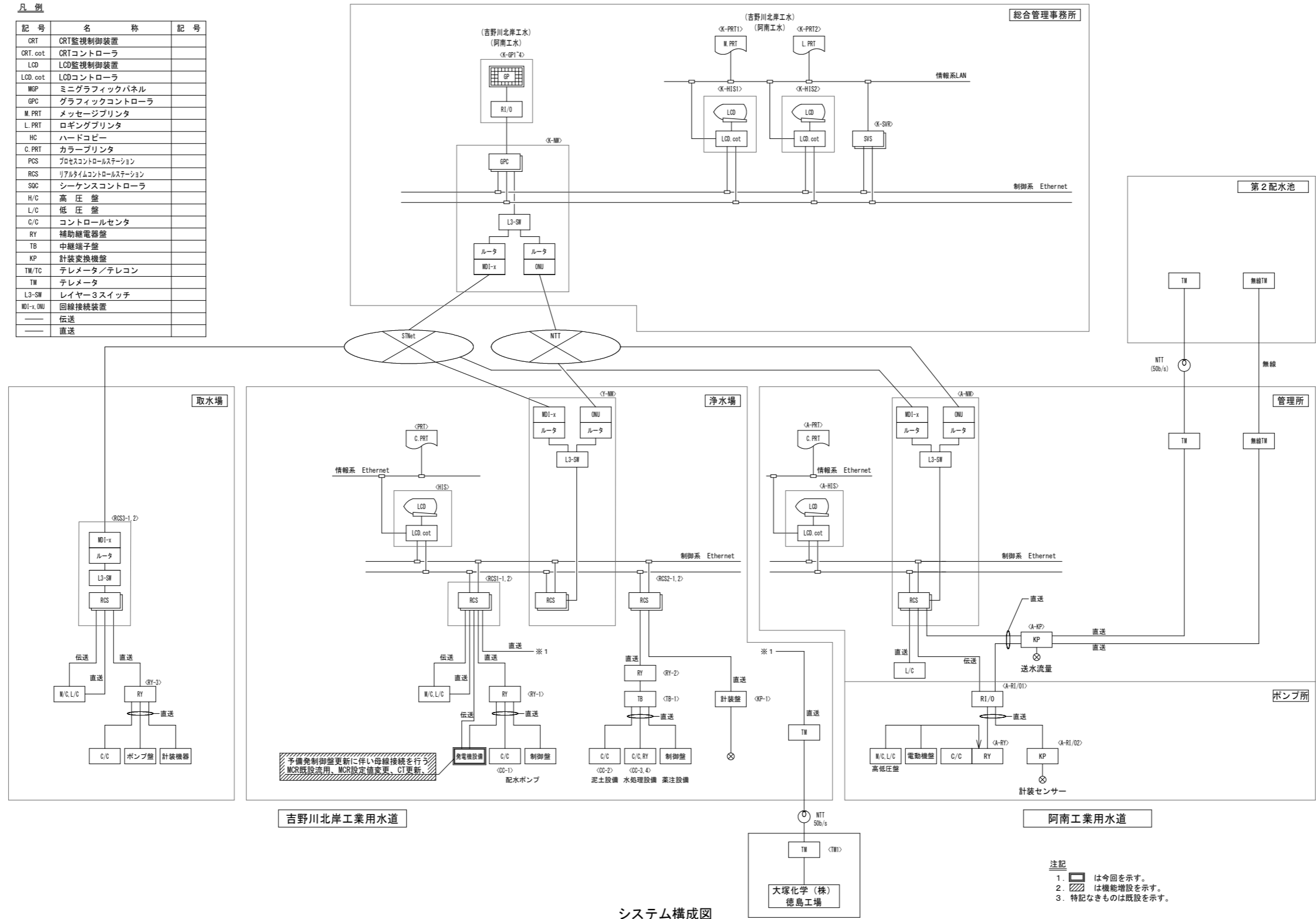
F1-2

記号	名称	状態	備考
換気ファン故障 (R・L)	1号給気ファン故障 (R・L)	2号給気ファン故障 (R・L)	

注記
1. 本図は全て今回を示す。

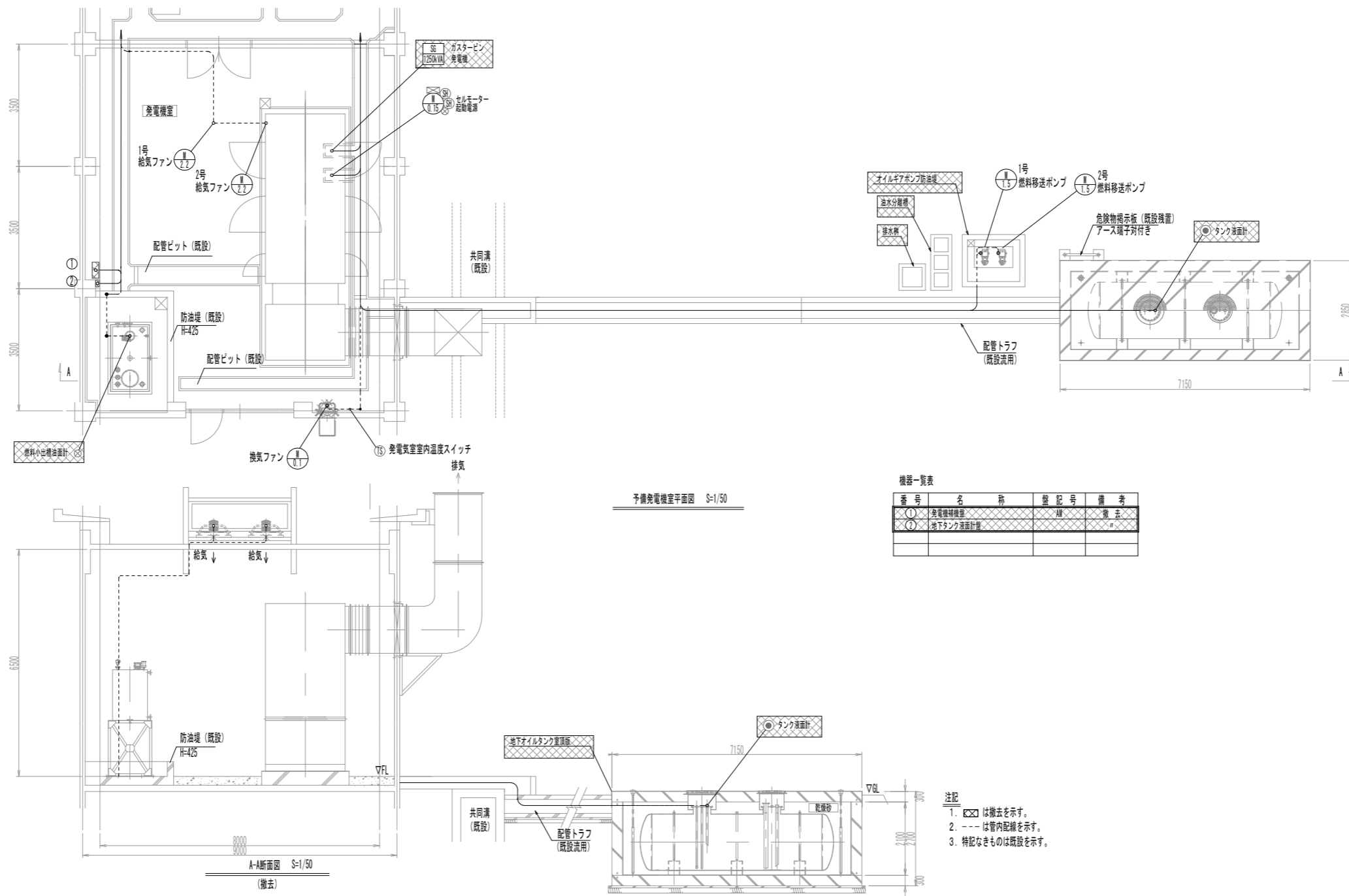
凡例

記号	名称	記号
CRT	CRT監視制御装置	
CRT.cot	CRTコントローラ	
LCD	LCD監視制御装置	
LCD.cot	LCDコントローラ	
MGP	ミニグラフィックパネル	
GPC	グラフィックコントローラ	
M.PRT	メッセージプリンタ	
L.PRT	ログプリンタ	
HC	ハードコピー	
C.PRT	カラープリンタ	
PGS	プロセスコントロールステーション	
RCS	リアルタイムコントロールステーション	
SQC	シーケンスコントローラ	
H/C	高圧盤	
L/C	低圧盤	
C/C	コントロールセンタ	
RY	補助継電器盤	
TB	中継端子盤	
KP	計装交換機盤	
TM/TC	テレメータ/テレコン	
TM	テレメータ	
L3-SW	レイヤースイッチ	
MDI-x, ONU	回線接続装置	
—	伝送	
—	直送	



システム構成図

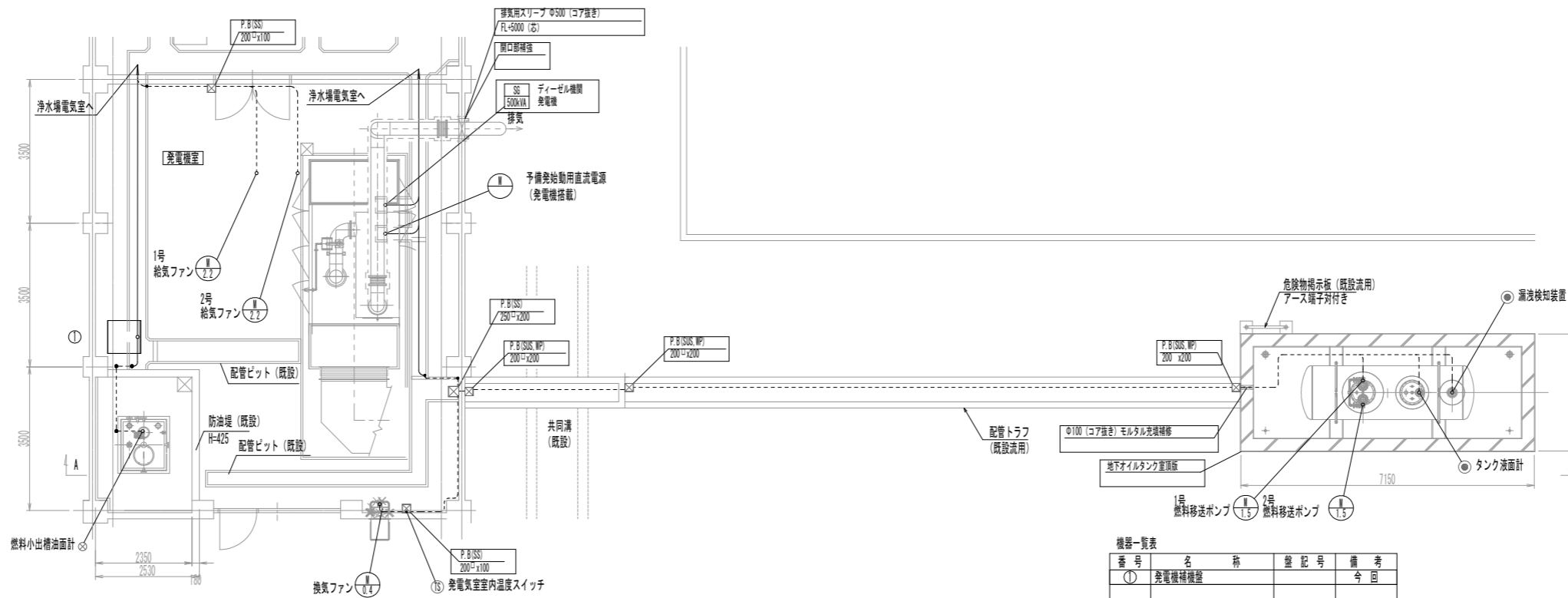
徳島県企業局 総合管理推進センター	●工事名 R 6 企総管 吉野川北岸工業用水 予備電源設備取替工事 (一部債務負担)	●図面番号 E-20	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 089-625-7878 FAX 089-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
	●図面名 システム構成図	●縮尺 N.S	



機要一覧表

番号	名称	盤記号	備考
①	発電機制御盤	機	撤去
②	地下タンク液面計		新

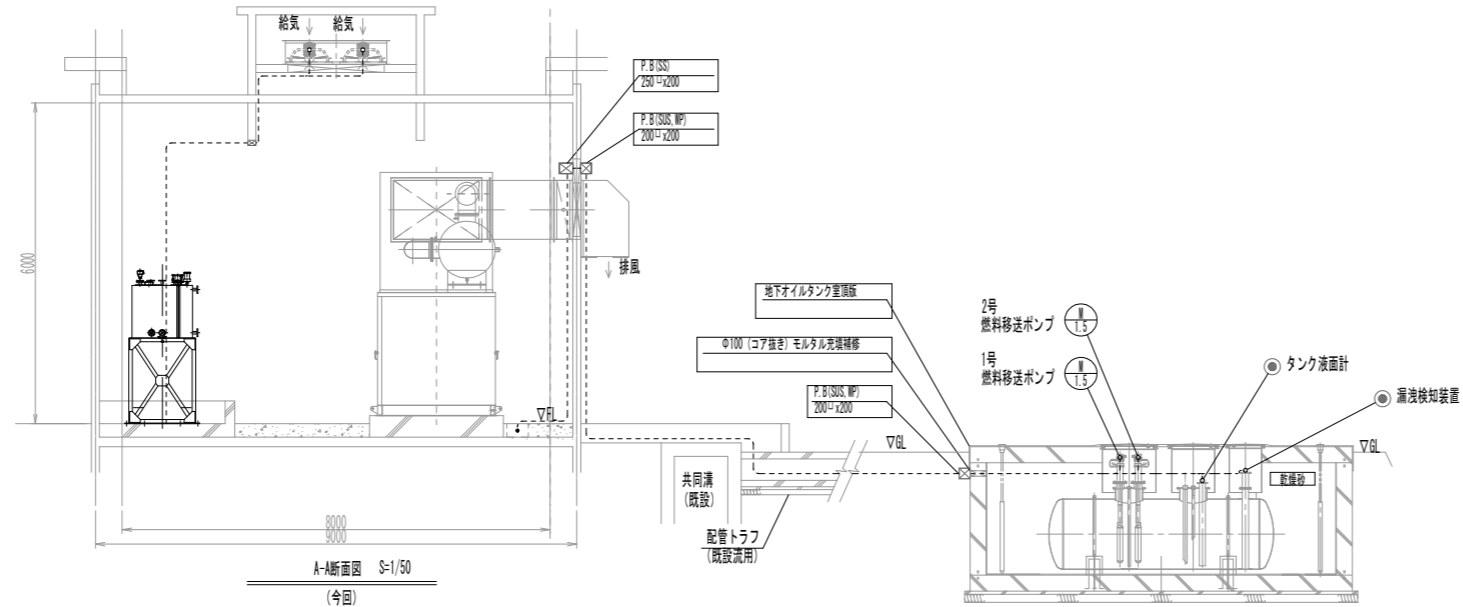
- 注記
- ☒ は撤去を示す。
 - は管内配線を示す。
 - 特記なきものは既設を示す。



予備発電機室平面図 S-1/50

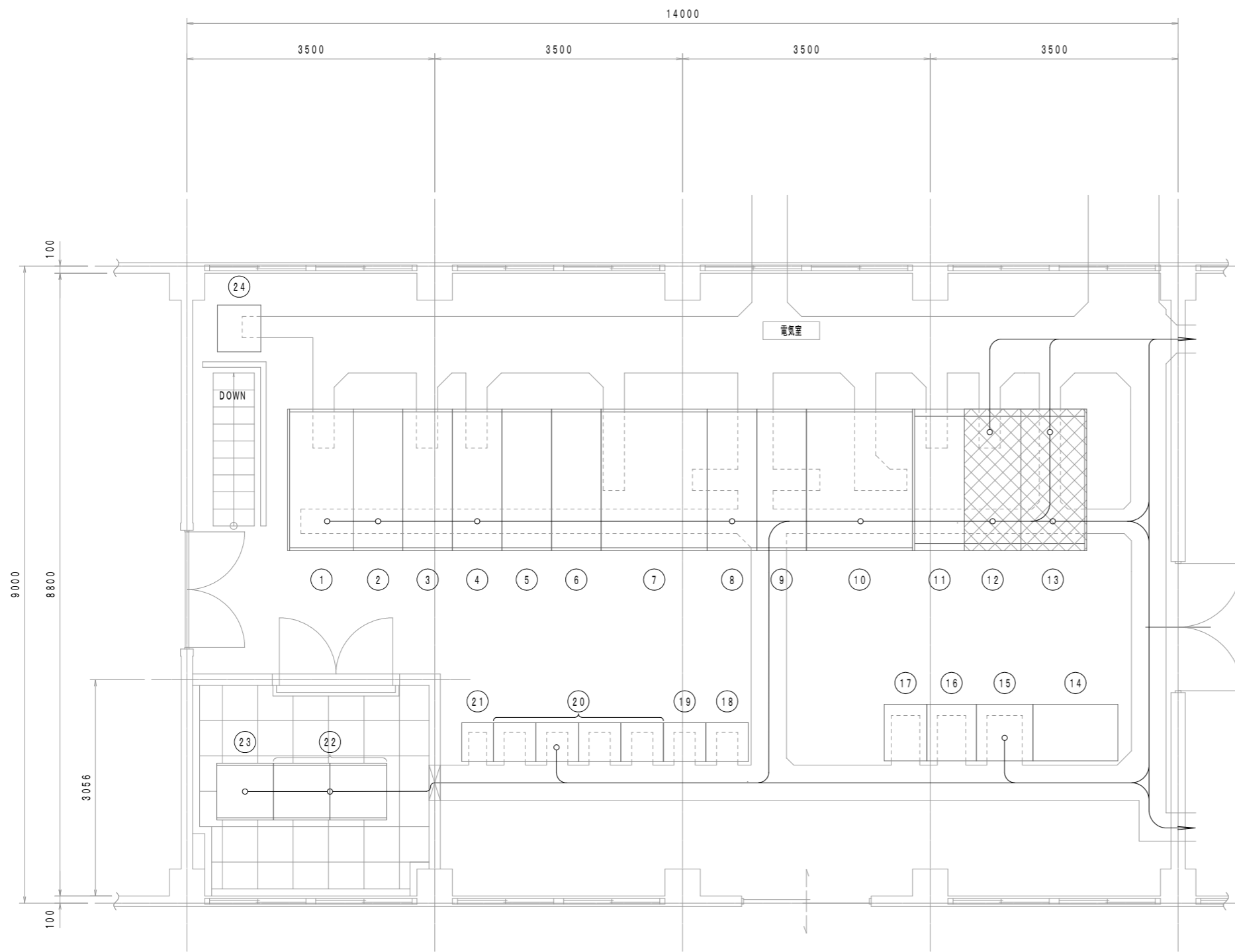
機器一覧表

番号	名称	盤記号	備考
①	発電機補機盤		今回



A-A断面図 S-1/50 (今回)

注記
 1. □ は今回を示す。
 2. --- は管内配線を示す。
 3. 特記なきものは既設を示す。



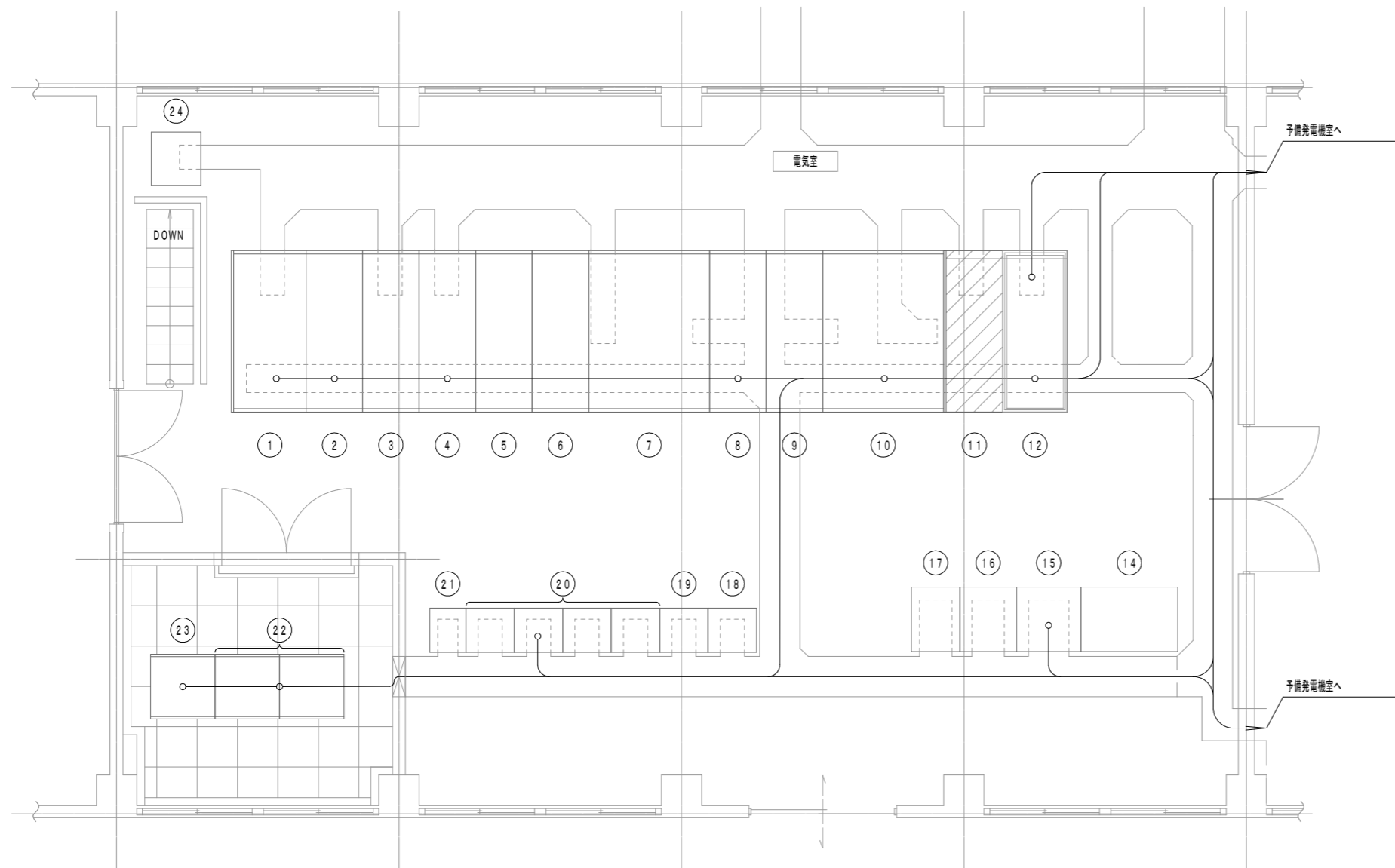
浄水場電気室平面図 S=1/50

機器一覧表

番号	名称	盤記号	備考
①	引込盤	MC-1	既設
②	受電盤	MC-2	"
③	取水・泥土処理盤	MC-3	"
④	1号主変・母線連絡盤	MC-4	"
⑤	NO. 1, 2 コンデンサ盤	MC-5	"
⑥	NO. 3 コンデンサ盤	MC-6	"
⑦	1号主変圧器盤	Tr-1	"
⑧	1号主変圧器二次盤	LC-1	"
⑨	2号主変圧器二次盤	LC-2	"
⑩	2号主変圧器盤	Tr-2	"
⑪	2号主変・発電機盤	MC-7	改修
⑫	予備発制御盤	G1	撤去
⑬	予備発電電源盤	G2	"
⑭	蓄電池盤	UPS-1	既設
⑮	整流器盤	UPS-2	"
⑯	インバータ盤	UPS-3	"
⑰	分電盤	LB-1	"
⑱	100V分電盤	LB-2	"
⑲	200V分電盤	LB-3	"
⑳	浄水場コントロールセンタ	CC1-1F~4F CC1-1R~4R	"
㉑	母線保護カバー		"
㉒	電気室コントロール盤	PCS1-1, 2	"
㉓	電気室補助継電器盤	RY-1	"
㉔	NO. 2 補助変圧器盤		"

注記

- ⑫ ⑬ は撤去を示す。
- 特記なきものは既設を示す。



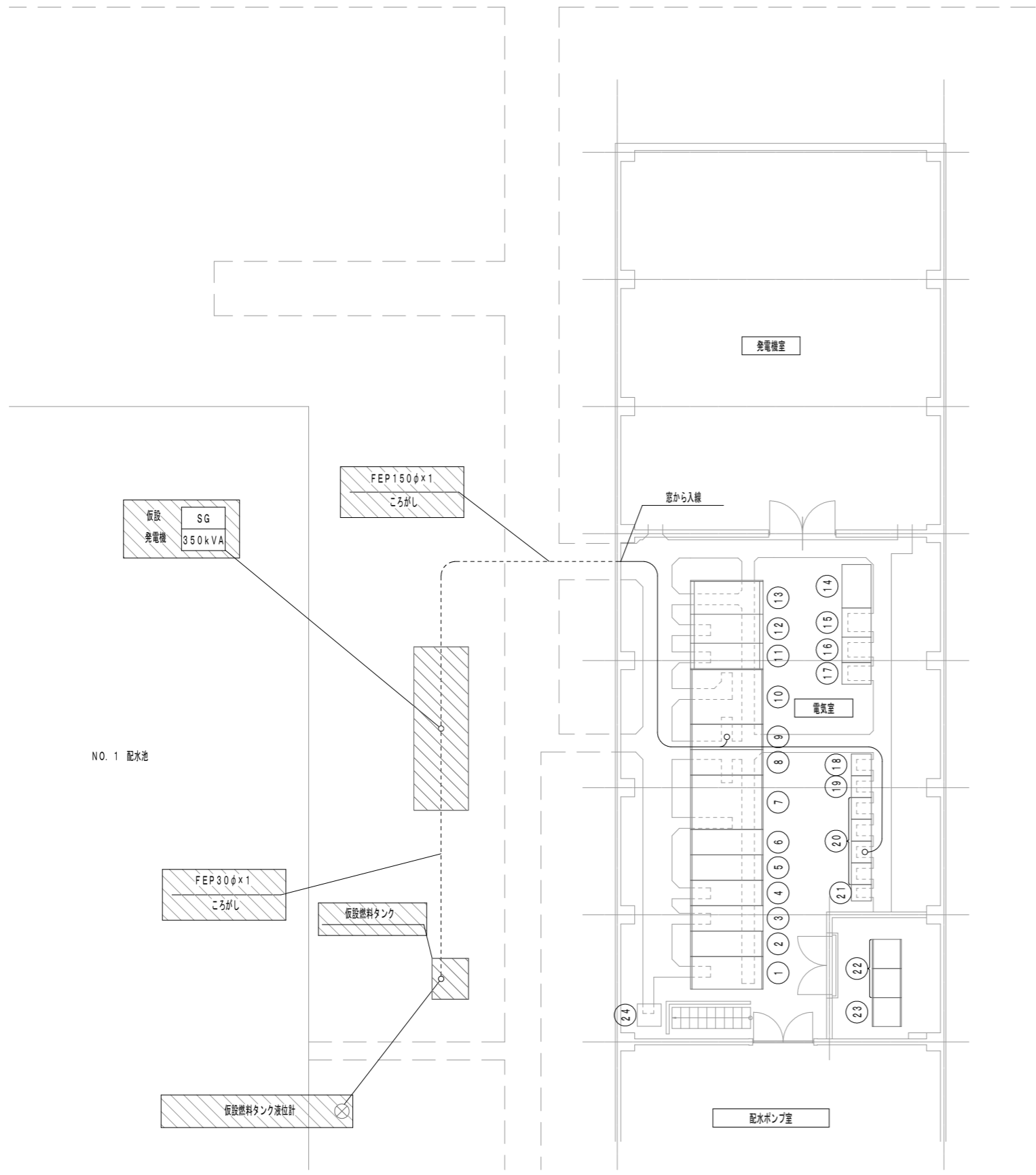
浄水場電気室平面図 S=1/50

注記

1. は機能増設を示す。
2. は今回を示す。
3. 特記なきものは既設を示す。

機器一覧表

番号	名称	盤記号	備考
①	引込盤	MC-1	既設
②	受電盤	MC-2	"
③	取水・泥土処理盤	MC-3	"
④	1号主変・母線連絡盤	MC-4	"
⑤	NO. 1, 2 コンデンサ盤	MC-5	"
⑥	NO. 3 コンデンサ盤	MC-6	"
⑦	1号主変圧器盤	Tr-1	"
⑧	1号主変圧器二次盤	LC-1	"
⑨	2号主変圧器二次盤	LC-2	"
⑩	2号主変圧器盤	Tr-2	"
⑪	2号主変・発電機盤	MC-7	機能増設
⑫	発電機制御盤	G	今回
⑭	蓄電池盤	UPS-1	既設
⑮	整流器盤	UPS-2	"
⑯	インバータ盤	UPS-3	"
⑰	分電盤	LB-1	"
⑱	100V分電盤	LB-2	"
⑲	200V分電盤	LB-3	"
⑳	浄水場コントロールセンタ	CC-1	"
㉑	母線保護カバー		"
㉒	電気室コントローラ盤	PCS1-1, 2	"
㉓	電気室補助継電器盤	RY-1	"
㉔	NO. 2 補助変圧器盤		"



仮設自家発電設備平面図 S=1/100

仕様

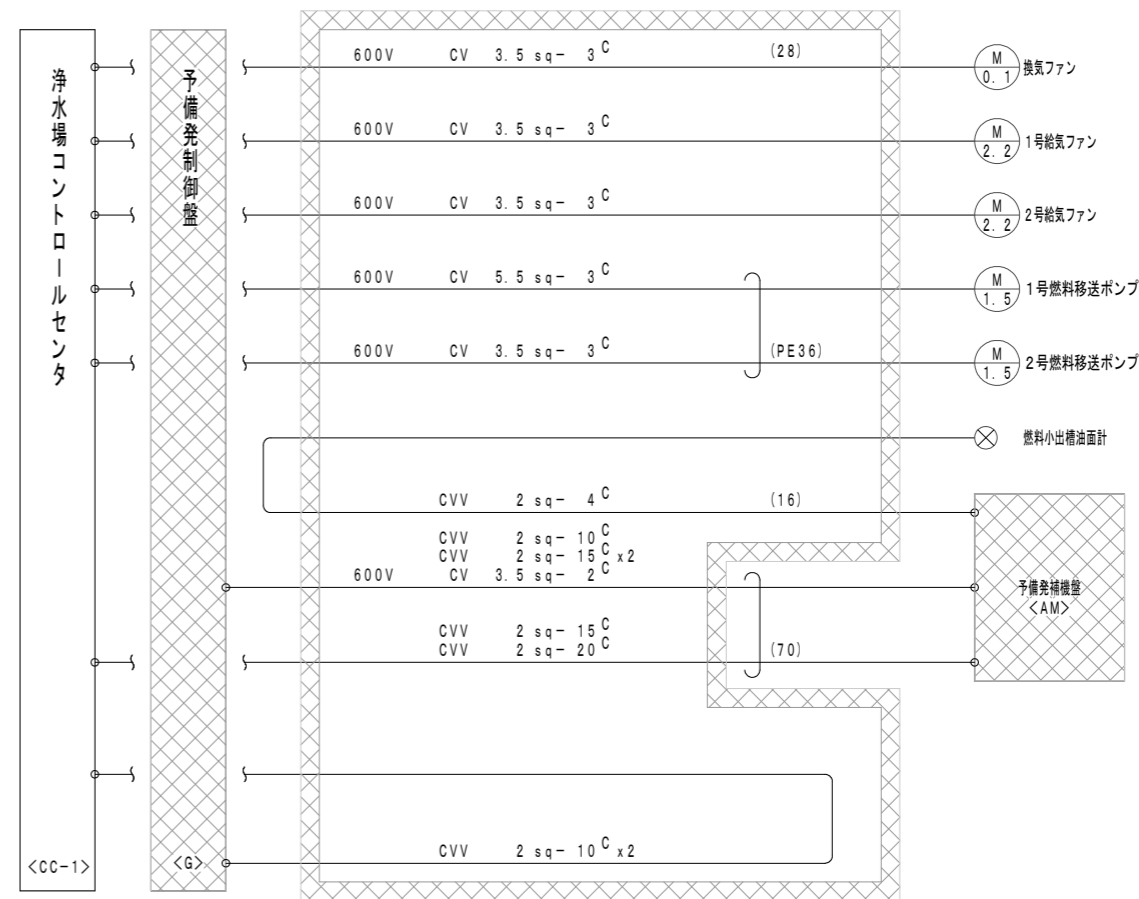
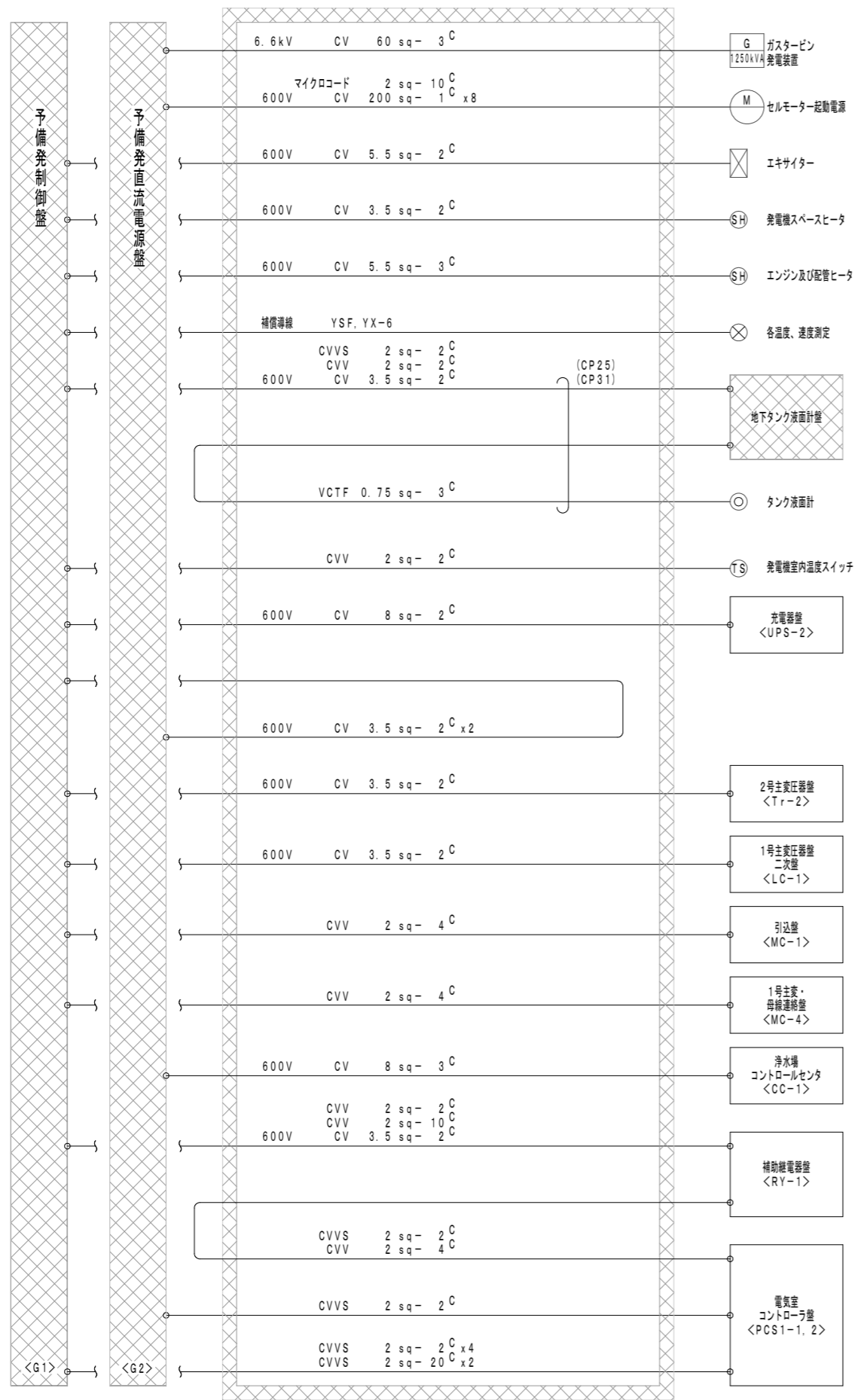
項目	仕様	備考
仮設発電機		
エンジン	ディーゼル発電機	
容量	350kVA以上 (3φ3W 460V 60Hz)	
参考寸法	W4500×D1500×H2090	
参考重量	乾燥重量: 6040kg 整備重量: 6620kg	
燃料タンク (搭載)	490L	
燃料消費量	70.4L/h (75%負荷時)	
操作	自動起動とする。	
仮設燃料タンク		
容量	950L	
防油堤	含む	

機器一覧表

番号	名称	盤記号	備考
①	引込盤	MC-1	既設
②	受電盤	MC-2	"
③	取水・泥土処理盤	MC-3	"
④	1号主変・母線連絡盤	MC-4	"
⑤	NO. 1, 2 コンデンサ盤	MC-5	"
⑥	NO. 3 コンデンサ盤	MC-6	"
⑦	1号主変圧器盤	Tr-1	"
⑧	1号主変圧器二次盤	LC-1	"
⑨	2号主変圧器二次盤	LC-2	"
⑩	2号主変圧器盤	Tr-2	"
⑪	2号主変・発電機盤	MC-7	"
⑫	予備発制御盤	G1	"
⑬	予備発直流電源盤	G2	"
⑭	蓄電池盤	UPS-1	"
⑮	整流器盤	UPS-2	"
⑯	インバータ盤	UPS-3	"
⑰	分電盤	LB-1	"
⑱	100V分電盤	LB-2	"
⑲	200V分電盤	LB-3	"
⑳	浄水場コントロールセンタ	CC-1	"
㉑	母線保護カバー		"
㉒	電気室コントローラ盤	PCS1-1, 2	"
㉓	電気室補助機電器盤	RY-1	"
㉔	NO. 2 補助変圧器盤		"

注記

1. は仮設を示す。
2. は管内配線を示す。
3. 特記なきものは既設を示す。

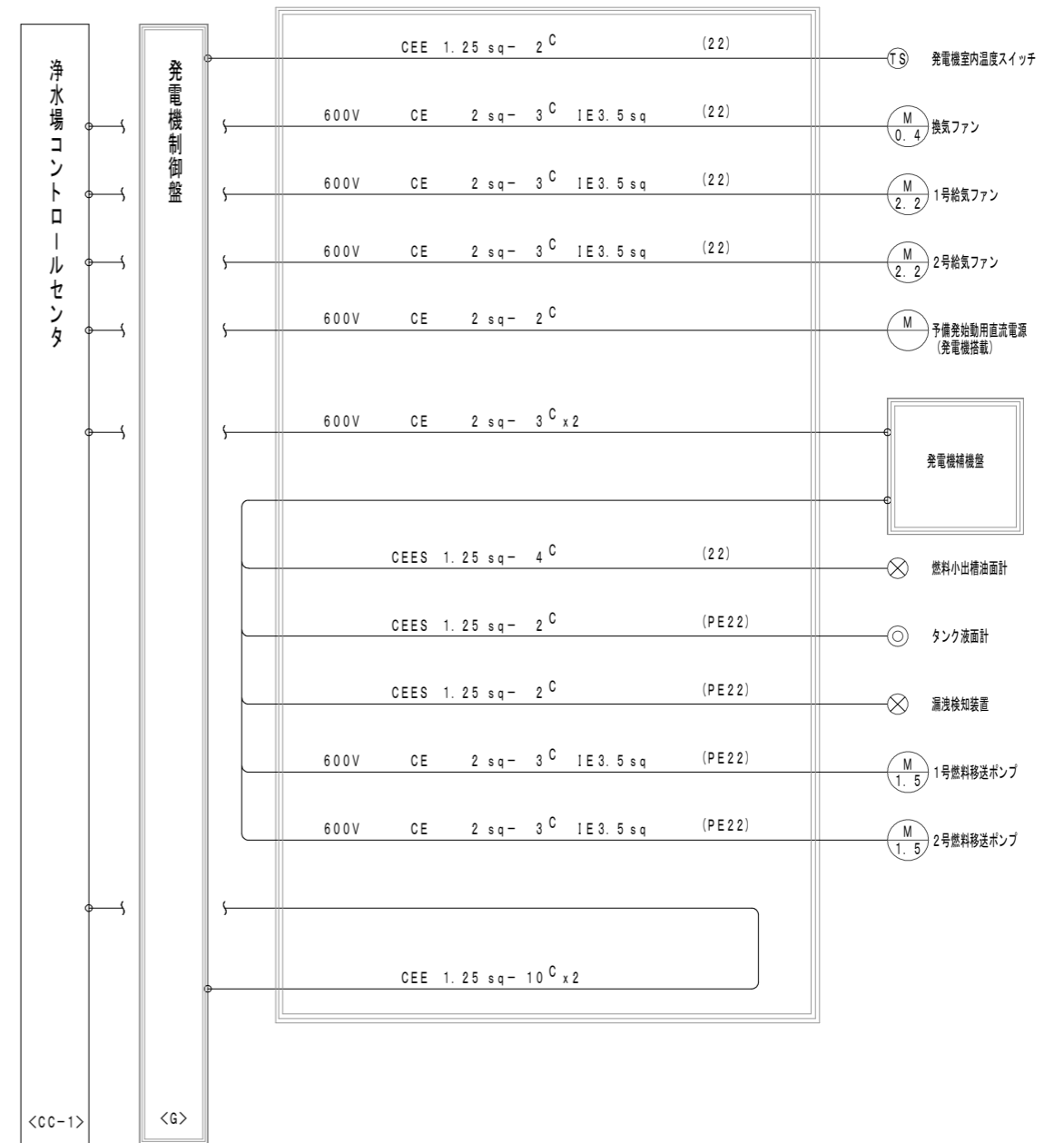
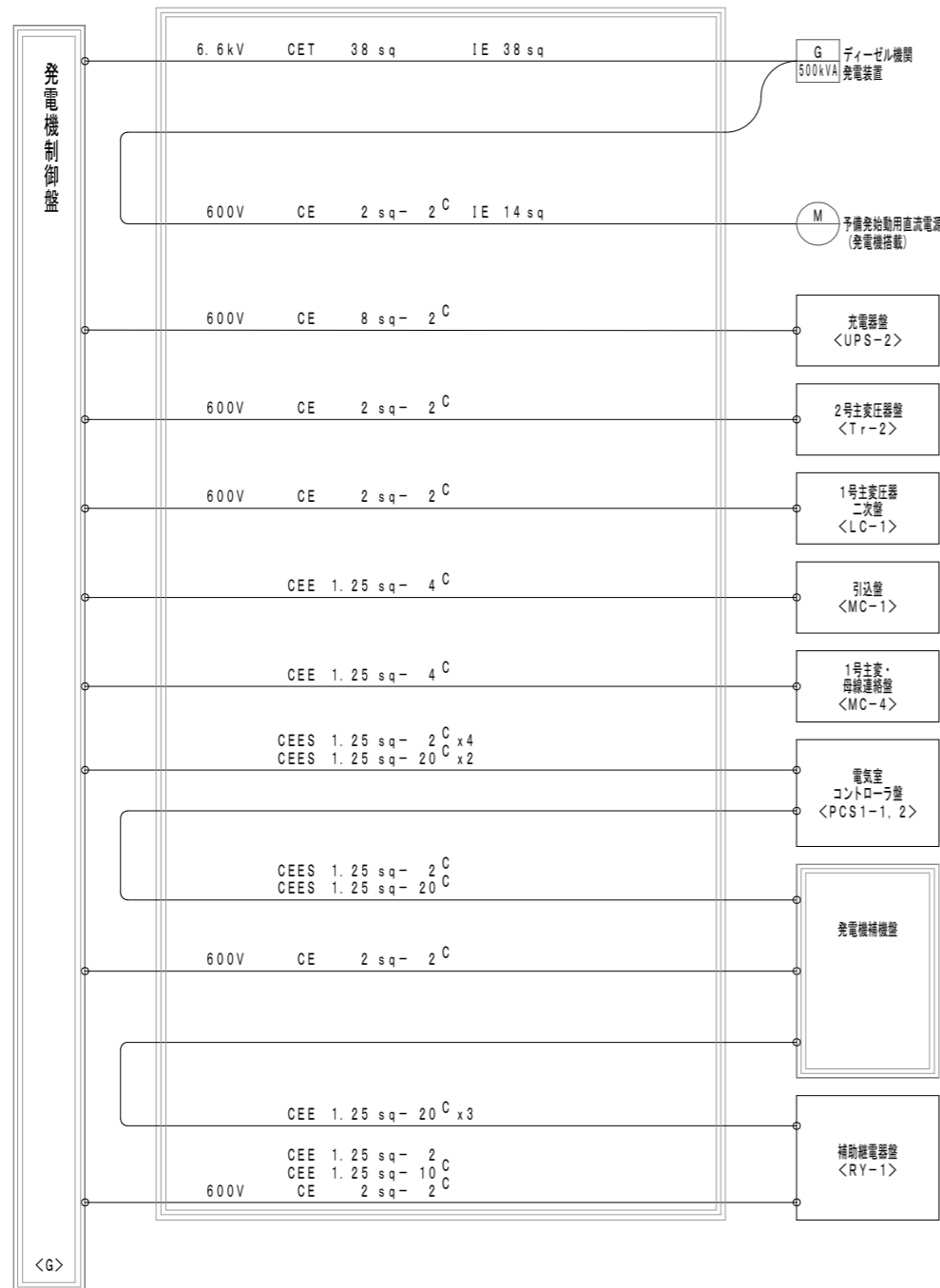


配線系統図【既設】

注記

1. は撤去を示す。
2. 特記なきものは既設を示す。
3. 特記なき電線管はGPを示す。

徳島県企業局 総合管理推進センター	●工事名 R 6 企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事 (一部債務負担)	●図面番号 E-26	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森島康明
	●図面名 配線系統図【既設】	●縮尺 N.S	

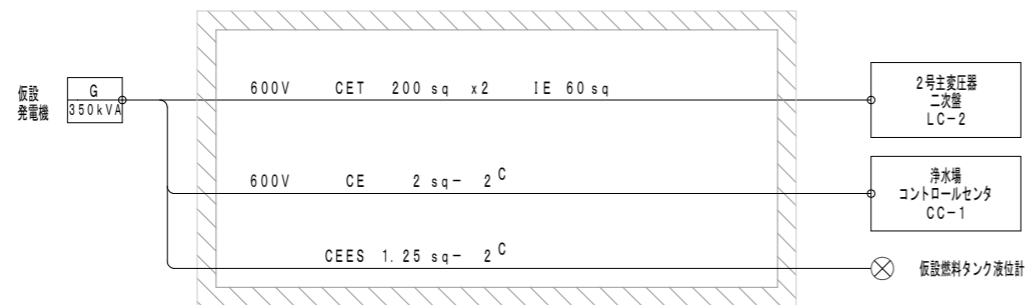


配線系統図 (改修後)

注記

1. は今回を示す。
2. 特記なきものは既設を示す。
3. 特記なき電線管はGPを示す。

徳島県企業局 総合管理推進センター	●工事名 R6企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事 (一部債務負担) ●図面名 配線系統図【改修後】	●図面番号 E-27 ●縮尺 N.S	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市榎島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森島康明
-------------------	--	-----------------------------	--



配線系統図 (仮設)

注記

1. は仮設を示す。
2. 特記なきものは既設を示す。

	徳島県企業局 総合管理推進センター	●工事名 R 6企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事 (一部債務負担)	●図面番号 E-28	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森島康明
		●図面名 配線系統図【仮設】	●縮尺 N.S	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項												
一章 一般 共通 事項	I. 工事概要		7. 下請負人の選定		<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）</p>															
	1. 工事名称	R6企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事（一部債務負担）	8. 施工体制台帳及び施工体系図		<p>(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備置置かなければならない。</p> <p>(2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車に配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</p>															
	2. 工事場所	板野郡松茂町長岸上ノ越502	9. 電気保安技術者等		<p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>◎工用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p>															
	3. 建物概要	<table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>徳島県企業局吉野川北岸工業用水道施設</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>鉄筋コンクリート造 地上1階・地下1階</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>596.49 (m2)</td></tr> <tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>1 5 項</td></tr> </table>	建物名称	徳島県企業局吉野川北岸工業用水道施設	構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上1階・地下1階	延床面積	596.49 (m2)	消防法施行令別表第1の区分	1 5 項	10. 施工中の安全確保		<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのフームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（フームの格納忘れを防止（警報）する装置、フームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>		<p>◎受注者は、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある中木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。</p> <p>◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。</p> <p>◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。</p> <p>◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。</p> <p>◎輸送災害の防止 受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある</p>					
	建物名称	徳島県企業局吉野川北岸工業用水道施設																		
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上1階・地下1階																			
延床面積	596.49 (m2)																			
消防法施行令別表第1の区分	1 5 項																			
4. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr><th>種 目</th><th>工 事 概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>発電設備</td><td>図示予備電源設備の取替工事一式</td></tr> <tr><td>土木工事</td><td>図示受土木設備の改修工事一式</td></tr> <tr><td>仮設工事</td><td>工事期間中の停電に備えるため仮設発電機を用意する</td></tr> <tr><td>撤去工事</td><td>既設設備の撤去を行う</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	種 目	工 事 概 要	発電設備	図示予備電源設備の取替工事一式	土木工事	図示受土木設備の改修工事一式	仮設工事	工事期間中の停電に備えるため仮設発電機を用意する	撤去工事	既設設備の撤去を行う							11. 交通安全管理		<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3)産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4)建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5)解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6)空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎アスベスト (1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・なし） (2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備置置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 (3)表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。</p>
種 目	工 事 概 要																			
発電設備	図示予備電源設備の取替工事一式																			
土木工事	図示受土木設備の改修工事一式																			
仮設工事	工事期間中の停電に備えるため仮設発電機を用意する																			
撤去工事	既設設備の撤去を行う																			
5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。	12. 発生材の処理等																		

II. 営繕工事共通仕様書

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項															
1. 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和4年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）	2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 現場説明書、補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等	3. 工事実績データの登録	(1)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2)受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。	5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日は、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別々に定めた場合にあっては、その日）をいう。	6. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。	7. 下請負人の選定		8. 施工体制台帳及び施工体系図		9. 電気保安技術者等		10. 施工中の安全確保		11. 交通安全管理		12. 発生材の処理等	
												<table border="1"> <tr> <td>徳島県企業局 総合管理推進センター</td> <td>工事名 R6企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事（一部債務負担）</td> <td>図面番号 共-01</td> </tr> <tr> <td></td> <td>図面名 共通仕様書(1)</td> <td>縮尺 NO SCALE</td> </tr> </table>			徳島県企業局 総合管理推進センター	工事名 R6企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事（一部債務負担）	図面番号 共-01		図面名 共通仕様書(1)	縮尺 NO SCALE			
徳島県企業局 総合管理推進センター	工事名 R6企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事（一部債務負担）	図面番号 共-01																					
	図面名 共通仕様書(1)	縮尺 NO SCALE																					

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																
一章 一般 共通 事項		<p>◎建設リサイクル法通知済証の揭示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」揭示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事情報】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーゲン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工書の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p>																						
	13. 材料・製品等		14. 化学物質を発生する建築材料等	<p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生碎石の原則使用 受注者は、再生碎石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生碎石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたとき、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當帰課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>																				
				15. 施工		16. 建設機械等	<p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査、証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入しない場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・錠錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回		
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																						
3千万円未満	—	1回																						
3千万円以上5千万円未満	—	2回																						
5千万円以上1億円未満	1回	2回																						
1億円以上	2回	3回																						
							<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>工事名</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td>徳島県企業局 総合管理推進センター R6企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事（一部債務負担）</td> <td>共-02</td> </tr> <tr> <td>図面名</td> <td>縮尺</td> </tr> <tr> <td>共通仕様書(2)</td> <td>NO SCALE</td> </tr> </table>	工事名	図面番号	徳島県企業局 総合管理推進センター R6企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事（一部債務負担）	共-02	図面名	縮尺	共通仕様書(2)	NO SCALE									
工事名	図面番号																							
徳島県企業局 総合管理推進センター R6企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事（一部債務負担）	共-02																							
図面名	縮尺																							
共通仕様書(2)	NO SCALE																							

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項						
一 章 一 般 共 通 事 項	21. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図（製本4部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による） ・工事写真（製本2部、電子データ2部） ・検査及び試験記録（製本4部、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数） <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ				
	区 分	サ イ ズ												
	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ												
	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ												
	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ												
22. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>													
23. 火災保険	<p>◎火災保険</p> <p>本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要ないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>													
24. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>													
25. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、期限内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>													
			徳島県企業局 総合管理推進センター	工事名 R6企総管 吉野川北岸工業用水道 予備電源設備取替工事（一部債務負担）	図面番号 共-03									
				図面名 共通仕様書(3)	縮尺 NO SCALE									